平成27年第2回那珂川町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成27年6月4日(木曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第1号 平成26年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい

日程第 3 報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)

日程第 4 承認第1号 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

について (町長提出)

日程第 5 承認第2号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

(町長提出)

日程第 6 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)

日程第 7 議案第2号 那珂川町税条例の一部改正について (町長提出)

日程第 8 議案第3号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について

(町長提出)

日程第 9 議案第4号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の議決について(町長提出)

日程第10 発議第1号 農業委員会委員の推薦について (議員提出)

日程第11 発委第1号 議員の派遣について (議会運営委員長提出)

日程第12 総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長報告)

日程第13 請願第2号 廃棄物処置施設設置等事業計画に反対する請願について

(教育民生常任委員長報告)

日程第14 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長報告)

日程第15 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長報告)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

3番 川和美君 4番 佐藤 信 石 5番 益 子 輝 夫 君 6番 大 森 富 7番 田 秀 知 君 8番 益 子 明 塚 9番 岩 村 文 郎 君 10番 Ш 上 要

11番 阿久津 武 之 君 12番 橋 本 操 君

14番

親君

夫 君

美

小 川

洋

君

君

君

13番 石田彬良君

15番 大金市美君

欠席議員(1名)

1番 鈴木 繁君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 島 泰 夫 君 副 町 長 大森親久君 福 会計管理者兼会計課長 教 育 長 小 川 成 君 田 村 正 水 君 総務課長兼選挙管理 橋 本民夫君 企画財政課長 佐 藤 美 彦 君 委員会書記長 住民生活課長 税務課長 薄 井 健 君 鈴 木 真 也 君 環境総合推進 健康福祉課長 鈴 木 雄 君 小 川一好 君 長 建設課長 丈 農林振興課長 Щ 喜一郎 秋 元 彦 君 穴 君 商工観光課長 総合窓口課長 坂 尾 美 君 稲 澤 正広 君 農業委員会事務局長 上下水道課長 田代喜 好 君 藤 悦 子 君 田 学校教育課長 生涯学習課長 長谷川 幸 子 君 笹沼 公 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 書 板 橋 了 寿 記 岩 村 房 行 書 記 書 加 藤 啓 子 記 藤 田 善 久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(大金市美君) ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届が1番、鈴木 繁君より提出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(大金市美君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎一般質問

○議長(大金市美君) 日程第1、一般質問を行います。

◇ 益 子 輝 夫 君

○議長(大金市美君) 5番、益子輝夫君の質問を許可します。 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) おはようございます。

日本共産党の益子輝夫でございます。

ただいまから町長を初め執行部に大きく分けて5点の質問を行いたいと思います。専門用語を、テレビを見て聞いている町民の皆さんからは、専門用語を使われるとわからないということなので、できるだけわかりやすくお答えをいただきたいというふうに思います。では、

よろしくお願いいたします。

まず、1番目の今国会で審議されています平和安全法、私は戦争法案と呼びたいというふうに思いますが、平和安全法、戦争法案と私たちは呼んでいるんですが、法案についての町長の考えを伺いたいというふうに思います。

というのは、これが今までの安保条約の延長線や、そういうのでは全くなく、戦闘地域まで行って自衛隊が任務を果たすと。それも今までのような装備じゃなくて、重装備を持っていくと。本当にそういう点では日本の若い人たちが血を流すということが今国会でも大問題になっておりますし、少しずつではありますが、そういう危険性があるということが明らかになってきております。そういう点で町の長として、そういう状況、今の状況を鑑みながら町長としてどういう考えを持っているのか、この法案に対する考えを伺いたいというふうに思います。

2つ目は、マイナンバー制度について伺います。

きのうですか、新聞に報道されましたけれども、国民年金機構のあれが125万件ですか、情報が漏れたということが報道されております。非常に大変な問題だというふうに思います。そういう点でこのマイナンバー、いろいろ問題があります。それでいて、まだ国民の3割しか理解をしていないというマスコミの調査も出ています。そういう点では何ていうんですか、セキュリティーの問題を含めてやっぱり情報が漏れるんじゃないかという心配も町民の中にはかなりあります。それと同時に、税金の問題あるいは医療の問題が全部投入されて1枚で済む、カード1枚で済むという便利さもあるかもしれないですけれども、その裏腹に非常に危険な状態がある、既にもう国民年金機構のきのうの話じゃないですけれども、その結果、結局犯罪的なことも起きる要素は含んでいるという点では、慎重にこれを考えなきゃならないと思う。

それと、その問題で、マイナンバーの問題で2つほど聞きたいと思うのは、町の財政負担がどのようになるのか、金額的に。また、それとあとはセキュリティーの問題ですね。その辺でどういう体制をとっていくのかを具体的にお伺いしたいというふうに思います。

3つ目なんですが、阿部元議員の辞職について。

これは、町選挙委員会の事前審査では当人にどのような説明を行ったのかということも含めて、町民の間では地元の町民を含め、あの人は本当にここに住んでいたのかというあれは、選挙前から私も何人かの人に聞いていましたので、選挙後ももちろんですけれども、そういう状況の中で、町長がこの阿部氏に推薦のはがきやチラシまで、私も見ましたけれども、写

真も載っていましたし、推薦の言葉も載っていました。そういう点で町長の責任を伺いたい というふうに思います。見解があると思いますから伺いたいというふうに思います。

あとは、4つ目の問題で、新庁舎と地方自治法の関係について。

町長もご存じだと思うんですが、地方自治法の第4条と第222条の庁舎建設とその関係について、これをどのように解釈しているのかを伺いたいというふうに思います。4条では、私の知っている限りでは、結局町が新たな場所に公共施設を建てる場合はその地番、要するに設置場所のあれを議会に上程して、議会の3分の2以上の承認を受けなければならないということが明記されていると思います。それともう一つ、222条には、それが上程されて3分の2以上の賛成がなければ、全てのことをやってはだめだということが書いてあると思います。そういう点で、この辺を町長はいかに理解して今の庁舎建設を進めているのかを伺いたいというふうに思います。

第5点なんですが、ことしも花の風まつりが、きのうの町長の話の中でもありましたけれども、かなり来客者が多かったと。私も何カ所か場所を歩いたんですが、行くところ、行くところ、町長の後だったようですが、町長も来たよと言われましたけれども、どこの会場も前年を上回るようなすごい人だったという評判です。そういう点で、せっかくそういう人が来るんですから、この那珂川町というところがいいところだから来るんだと思います。そういう点では、町も住んでもらいたいというようなPRを何らかの方法でとっているのか、また、これからとっていくのか。その対応について伺いたいというふうに思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〇議長(大金市美君) 町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

〇町長(福島泰夫君) 皆さん、おはようございます。

6月定例会2日目ということで、よろしくお願いいたします。

私からは、益子輝夫議員の1項目、平和安全法についてのご質問にお答えいたします。

町民の安全・安心を確保することは首長として当然の責務でありますので、常に念頭において行政運営に当たっているところであります。ご質問の安全保障関連法案につきましては、立法府であります国会において審議されるものであり、一地方公共団体の町長が見解を述べることのできる問題ではないと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3項目、阿部元議員の辞職についてのご質問にお答えいたします。

2点目、町長の見解ということですが、一身上の都合により辞意を表明したことに対しま

しては残念に思っております。

次に、4項目、新庁舎と地方自治法の関係についてのご質問にお答えいたします。

まず、地方自治法第4条についてですが、事務所の位置の決定、または変更するための条例の手続については、出席議員の3分の2以上の議決を要することとされております。事務所の位置は住民の利害に関する点が特に大きいので、その決定、変更に当たって慎重ならしめようとの趣旨であると理解しております。

次に、地方自治法第222条についてですが、財政の計画的で健全な運営を確保するため、財政上の負担を伴うような条例、その他議会の議決を要すべき案件、特に庁舎の位置を定める条例等の制限に関しての規定として、当該案件が予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は提案してはならないとするものであると理解しております。新庁舎との関係、特に事務所の位置変更に関する条例の制定時期については、新庁舎の建築着工前とするか、建築完了後とするかは、当該市町村の事情によっていずれでも差し支えないが、建築に必要な財源の見通しが立たない時期に制定することは適当でないとの行政実例もあり、また建築着工前に行うことが適当であるとの解説からしても、建築工事関連の予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られ、かつ建築工事着工前の適切な時期を見計らい議会にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、5項目、花の風まつりとまちづくりの視点での町の考え方についてのご質問にお答 えいたします。

本年で花の風まつりは13回目の開催となり、春のイベントとして定着し、町内全域60カ所余りで開催されました。私も幾つかの会場を訪問し、多くの行楽客でにぎわっていたのを目にしてまいりました。このイベントは、町民有志が知恵を絞ってお客様をおもてなしすることが多くの観光客を呼び込み、交流することで町が活性化することであります。今後も多くの観光客におもてなしすることが、見る、食べる、体験するだけの観光と違った那珂川町の独自の交流型観光スタイルと考えますので、民間主導でさまざまな知恵を生かされ、多くの観光客が町内各地域に流れることで地域が活性化するよう町としても側面から支援していく考えでおります。

その他の質問については担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(大金市美君) 企画財政課長。

〇企画財政課長(佐藤美彦君) 益子議員の2項目め、マイナンバー制度についてのご質問に

お答えいたします。

本年10月から国民一人一人に12桁の番号が通知され、来年1月から制度の運用が開始されます。町においては制度の運用に間に合うよう、昨年度から既存の行政システムのうち、 税及び社会保障に関するものについて新制度に対応させる改修業務を行っております。

まず1点目、町の財政負担についてですが、国のシステム整備事業補助金を活用し、新制度への対応を行っております。事業期間2カ年における総事業費は2,653万1,000円に対し、国庫補助金が2,163万3,000円の予定であります。

次に、2点目、セキュリティー上の問題ですが、制度の開始により国民全員に番号が付されますが、個人情報が国に吸い上げられ一元管理されることはなく、個人の情報はあくまで住民票のある市町村において管理されます。また、関係機関同士の情報連携については、個人番号の暗証化を初めとした情報提供ネットワーク内で情報の照会や提供が行われるため、通信上の安全性は確保されていると考えております。制度の開始後は一部の手続においてマイナンバーの提示が必要となりますので、窓口での本人確認を徹底するなど、確実に対応してまいりたいと考えております。

次に、理解促進に対する考えについてですが、諸外国においては何十年も前から番号制度が導入されており、本制度においては、日本は後進国であります。制度の運用による利便性についてはまだまだ国民への周知が不十分なところもあり、制度により町民が受ける利便性を広く情報発信し、また個人情報の管理においても万全な体制をつくり、町民の皆さんが本制度の中で安全・安心に行政手続を行えるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(大金市美君) 選挙管理委員会書記長。
- **〇選挙管理委員会書記長(橋本民夫君)** 益子議員の3項目め、選挙管理委員会の事前審査会 での説明についてのご質問にお答えをいたします。

立候補届書類の事前審査は、立候補の届け出に必要な書類を審査し、不備等の有無を事前にチェックする制度であり、届け出書類に記載漏れはないか、添付書類に不足はないか等の審査をするものであります。阿部氏に対してもほかの候補者の皆様と同様、事前審査を行い、書類審査においては特段の書類の不備はなかったため、特別な説明や指示は行っておりませんが、ご本人から被選挙権を有しない者ではない旨の宣誓書の提出をいただいており、また住民基本台帳をもとに作成いたしました選挙人名簿による確認をするなど、他の候補者と同様の確認手続を行っているところです。

なお、立候補にあたっての留意事項等についても、当然立候補予定者説明会において、ご 本人もしくは代理人の方に事前に説明を行っているところです。

以上です。

〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1項目、戦時立法、戦争法案についての町長の答弁に対して、再度質問したいというふうに思います。

国会でも問題にはなりましたけれども、ポツダム宣言を受けて日本は戦争に対して終結になったんですけれども、そのポツダム宣言の内容というのは、あの太平洋戦争が誤りだったということを認めた結果ですよね。それをもとに日本国憲法ができたんだというふうに思います。

そういう点で言うならば、町長は先ほど、一町長として自治体のあれが言うべきじゃないと言いますけれども、当時の戦争にも各全国の地方自治体が関係したことは明らかだと思います。前の議会でも質問しましたけれども、要するに召集令状を届けたのは町の役場ですから、そういう点から言っても全く関係ないということじゃなくて、まして今地方自治法というか行政の法律も変わって、結局国と対等に物を言うことができ、意見も述べることができるんですから、私は町民の安心・安全という立場から言うならば、きちんとだめなのはだめだと言うべきだと思います。

それと、もう一つ大事なことは、本当の意味での地方自治体の役目というのは住民の幸福権の追求ですから、そこを考えるなら、戦争になって人間の幸福なんかないわけですから、人が人を殺すということを国が認めちゃうわけですから、そういう点では一自治体の長が何だかんだ言う問題じゃなくて、大いに言うべきじゃないかなと私は思うんですが、その点について再度お聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(大金市美君) 町長。
- ○町長(福島泰夫君) この件は、先ほどもお答えしましたように、町民、県民、国民、皆さんの選挙で選ばれました国会議員、その国会で、立法府である国会で審議されるものであり、一地方自治体の首長が見解を述べるべきではないと私は認識をいたしております。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) その辺の考えの違いとか、そういうことじゃないと思います。今の戦争法をどういうふうに捉えるかというような問題だと私は思います。一地方の自治体だからこそ、むしろ声を大にして私は言うべきじゃないかなと思います。個々の例をとっても、この間も追悼慰霊祭が行われましたけれども、ここ那珂川町に至っても1,000人を超える人が犠牲になっているんですよね。そういうのをもとに平和憲法ができているんですよ。

そういうことを考えたりあるいは今現に自衛隊の数も何人いるか、私もわかりませんけれ ども、いろいろ調べたけれども、三十数名はいるだろうと言われています。遺族会の方の話 なんかにも聞いた、自衛隊の父兄会というのは数十名の組織があるそうですが、その人たち の話を聞いてもやっぱり数十名はいるだろうと。すでにもう現地近くに向かっているという 話も聞いています。そういう点では、戦争が起きるとか起きない以前の問題に今国会でも問 題になっていますけれども、経済的な理由でも行くんだというようなことも言い出しました。 そういう点では、戦争が起きようが起きまいが、アメリカと一緒になって、今まで安保条約 では極東という範囲だったですけれども、今度はそうじゃなくて、地球の裏側までどこまで も行くんだということを答弁の中でもうかがえるというふうに思います。それだけ危険度が 増している、そして、もしそういうことになれば、旅行者どころか、この日本列島、はっき り言って原子力発電所が54基もあるんですから、何されたってどんな危険になるかわからな いですよ。あと一つ爆発すれば日本は終わりだというような状況の中で、自民党の今度の平 和安全法とかいうのを私も読ませていただきましたけれども、武力で解決することしか考え ていないんですね。話し合いで解決するなんて一言も書いていないんです。それほど危険な 戦争法案、自民党は平和安全法とか平和と安全をつければ何でもいいんだと思っているよう ですけれども、全く名前と実態は違うんだということが国会でも明らかになってきていると 思います。

そういう点では、今までの日本の体質、ベトナム侵略戦争を初め、イランのあの戦争にしても、アメリカ自体がもうあれは間違いだったと認めているのに、いまだに国会で日本の政府はそれが間違いの戦争だったということを認めようとしない、そういう過ちを繰り返してきているわけですよ、何度も何度も。また国連でも、アメリカの提案することには何でも賛成するという態度をとってきて、今の日本政府、そういう危険性をはらんでいる。そういう中で一地方の自治体の長であろうと、町民から選ばれた首長ですから、それにはきちんと反対をしておかないと、とんでもないことになると私は考えます。

そういう点で、再度町長の考えを伺っておきたいと思います。

- 〇議長(大金市美君) 町長。
- ○町長(福島泰夫君) 益子輝夫議員の質問通告書の質問に対するお答えは、先ほどお答えしたとおりでございます。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) 私は、この問題納得いきませんので、また改めてやりたいというふうに思います。

時間の関係上、ほかに移ります。マイナンバー制度に入りたいと思います。

先ほどの担当課長のほうから2,600万からの支出があると、それはわかりました。

ただ、2つ目の問題としては、国が一括するわけじゃないから問題はないと言っておりますが、今国会で審議されている状況をお聞きになっているのでしょうか。厚生労働省でさえ産業協力会議というところでカルテや診療報酬、レセプトなどを医療機関に結局国民番号制度、マイナンバーを導入して活用する方針を示してきているんですね。2018年から施行し、20年度から本格的に運用すると。やっぱり健康問題という聞こえはいいですけれども、何の薬を使って、どんな治療を受けているかと全部わかるわけです。

あとは、金融機関に対しても同じようなことをやるということですね。これはきのうの国会でも問題になっているんですけれども、医療情報だけじゃなくて、各企業の、個人も含めてですけれども、預金や金融関係、証券等を全部調べた上で、このカードに記入するということです。だから、税務署はそれをやろうとしています。そういうことが栃木県の税理士会の中でも、税理士の仕事がなくなるというようなことの危険性が出されています。そういう点では、ありとあらゆる情報がこの1枚のカードに入ってしまいまして、子供からお年寄りまでが記入されると、非常に問題だと思います。

そしてまた、課長からは、日本は特におくれていると、確かにおくれているかもしれないですけれども、残念ながら韓国とかアメリカはもう既にやっております。しかし、それだけに今大きな問題が出て、この制度を見直す動きも出てきています。とにかくアメリカなんかは犯罪が多くてしようがないという現状が出ています。そういう点も国会で審議していることで、今の情報というのは課長も正しく受けとめていただきたいというふうに思います。

その点も踏まえまして、セキュリティーの問題も恐らく自分たちだけじゃなくて、民間会 社任せとか、そういうことになると思いますけれども、国が一括しないということじゃなく て、一括するんです。そういう方向で今検討されているんです。その点についてまた伺いた いというふうに思います。

- 〇議長(大金市美君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 情報の管理につきましては、先ほどお答えしたように、個人情報の個人データにつきましては、各市町村が管理することになっております。その上で、国なりの前の予算審査特別委員会のときに、委員の皆様にお知らせしました中間サーバーというところにアクセスが可能なような状態になっていくわけでございます。

なお、その回線につきましては、一般の回線ではなく、総合行政ネットワークという自治 体間の独自回線によって行われますので、安全性が保たれると考えております。

〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

以上です。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番(益子輝夫君) さっきの問題とちょっと似ているんですが、国・県から、そのいわゆる情報、厚労省なり財務省からその情報を提供しろと言われれば、提供しないわけにはいかないというふうに私は考えています。そういう点で、そういう危険性があるということが今国会で論議されているんですよね。それは否定されていません。その辺も踏まえて、もう少しセキュリティーの問題を考えていきたい。国が言っているからとか県が言っているからという問題じゃなくて、そういう方向で今検討が進められているんですね。ただ単に1枚のカードで何でもできるという、行政にとっては便利かもしれませんけれども、個人個人の情報が守られるというけれども、さっき言ったように、125万もの情報が漏れている事実もあるんですから、そういうことを踏まえて100%安全だなんて方法はありません。責任で、結局犯罪とつながることもあるんですから、その辺はやっぱり慎重にやらなければならないというふうに思います。

時間の関係上、また次の問題に入りたいと思います。

元阿部議員の問題についてなんですが、町長は残念だの一言なんですが、私は、これはおかしいと思うんですね。選挙以前の問題として127条にも書いてありますけれども、地方自治法の。最低限、籍を宇都宮からここ那珂川町に移したわけですけれども、3カ月前、それより前だそうですが、生活の実態がなかったことはあの周辺の人も認めていますし、当人も当選しまして5月の初めての議員全員協議会の席上で、私はまだ、籍は移しましたけれども、この町には住んでいませんということを15人の議員全員の前で認めているんですね。そういう人を住所がここにあるということで選管は認めたようですけれども、選管にももちろん私

は責任があると思います。そういう実態を調べなかったということがもちろん問題だと思いますけれども、町民の中から、先ほども言いましたけれども、選挙前から選挙後も、あの人はどこに住んでいるんだいというのを私は何人からも聞いています。そういう点で地元を調べても、やっぱり選挙前からずっとはいなかったという、当人も認めているんですから、そういう人物を推薦して、まして顔写真まで出して推薦の言葉まで述べて、はがきやリーフをつくらせる。それを選挙前、はがきは選挙後で告示後ですけれども、選挙前にリーフを配った事実も私は知っています。そういう点では一地方の自治体の首長として、その辺は議員がうそをついていたわけですから、生活の実態がないんですから……

[「議長、注意したほうがいいですよ、こんな主観的なことを言っておいて、注意してください」と言う人あり]

- 〇議長(大金市美君) 続けてください。
- **○5番(益子輝夫君)** そういう事実は事実として受けとめて、推薦も慎重にやるべきじゃないかなと思うので、その点についてもう一度伺いたいというふうに思います。
- 〇議長(大金市美君) 町長。
- ○町長(福島泰夫君) もうおやめになった議員のことでございますが、那珂川町におきまして塾を経営されておりました。多分今も経営されていると思いますが、そして町政発展のために立候補された方ですので、那珂川町民として推薦の依頼があれば拒む理由はございません。まして、私の町長選挙のときに、私を支持してくださった方ですので、拒む理由はございませんでした。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番(益子輝夫君) 私が聞いていることに答えてくださいよ。推薦すると一個人と言っても町長じゃないですか。その責任は重大だと思いますよ、私は。もう一人の方と2人並んで写真に写っているのをちゃんと私は見ていますし、私だけでなく、多くの人も見ています、リーフもはがきも。一地方の首長というのは、そういう点で責任があると思いますよ。

それと同時に言いたいことは、よく行政改革とか何かでお金の問題、二言目には財政が厳しいからと言っていますけれども、そのために彼が在任した期間が11カ月と20日ぐらいなんですね。その中で払われた金額が310万を超えているんですよ。こういう金額が払われているんですね。これは無駄遣いだと私思いますよ。まして町民に対してうその、偽りの経歴を出して、そして住んでいないのに住んでいるということにして立候補したんですから、こ

れは違反なんですよ。その点、総務課長に聞きますけれども、選挙管理委員会のほうに聞き たいと思うんですけれども、その点ではどうなんですか。

- 〇議長(大金市美君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(橋本民夫君) 元阿部議員さんの資格審査に関しては、議会の中で 資格審査特別委員会が設置されたと思います。私どものほうでは、その結果を伺っておりません。それと、私どものほうで伺っておりませんけれども、元阿部議員さんが那珂川町に居住していた形跡はありませんという結論もお聞きしておりません。ですので、今、益子議員さんがおっしゃったように、ただ不確定な事実として、そのようなお話をされている方がいらっしゃったというのは受けとめさせていただきたいと思います。

なお、ただ、住所要件に関しましては、転出先市町村から転出証明書という証明書をもらって、本人が町のほうに転入届をするものです。これは、法律に基づいた届け出です。この届け出に不備がない、本人が確認できる、その住所があるという場合には形式的審査において届出書の受理をするという形になってございます。ですので、その受理した時点から3カ月が、住所要件として3カ月の期間住所をお持ちであれば、当然選挙人名簿にも登録されるという形になります。その時点で、例えば町のほうから通知を出したものが戻ってきちゃう、それから税金の切符を出したのが戻ってきちゃう、納まっていない、そういう形であれば当然実態調査というのを行いますけれども、そういうこともございませんでした。ですので、もしこの事件に関しましては議会のほうで議員さんの発議により、そういう事実があるんではないかということで特別委員会が設置されたものでありますので、そこの結論が出ない段階で私どもが何ら述べるものではないと思っております。

以上です。

〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) わかりました。

ただ、一言だけ確認したいんですが、籍を移して、隣町からこの我が町に移した場合、移すと同時に町民として認めたということは選挙権はありますよね。しかし、被選挙権が同時に認められるということではないというふうに法的にはあると思うんですが、その辺確認したいと思いますが。

- 〇議長(大金市美君) 選挙管理委員会書記長。
- 〇選挙管理委員会書記長(橋本民夫君) 住所を移してすぐに選挙権、被選挙権とも発生する

ものではございません。転入してきた日から、住民票が作成された日から3カ月を経過した 日から選挙人名簿に登載されるという形になっております。当然、選挙人名簿に登載されれ ば、被選挙権の要件を満たしていれば、当然立候補の要件となるということでございます。

それともう一点、立候補届の際には皆さんからもいただいておりますけれども、被選挙権を有する旨の宣誓書というのもいただいておりますので、当然その時点で、本人が虚偽であれば失格となるというのは当然のことだと思いますが、その事実は私どもでは確認できません。

以上です。

〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) わかりました。

それでは、再度町長に伺います。町長の立場で元阿部議員を推薦したということについて の何ら反省は、町民に対しても、議会に対してもないんでしょうか。

- 〇議長(大金市美君) 町長。
- **〇町長(福島泰夫君)** 推薦したことに対しての反省というのはございませんけれども、阿部 議員が任期途中で辞職されたということは残念だと思っております。

ただ、私の選挙中に元議員の心情あるいは那珂川町をよくしたい、そういう思いはお伺い しておりましたので、その思いには私も賛同しておりましたので、推薦状に名前をのせてよ いかという申し出に対しましてはいいと、そういうお答えをいたしました。

〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

- ○5番(益子輝夫君) 事実経過というか、言いわけにしか聞こえないんですけれども、そういう事態を招いたということは、そういう人がまた経歴を偽って当選した、そしてそれを推薦したという責任というのが私はあると思うんですよ、町民に対して、少なくとも議会に対しても。議会がそういう方向で結論を出したことは知らないと言えばそれまでですけれども、やっぱりそういう話はそれなりに聞いていると思うんですけれども、その辺の首長としての責任のとり方というのがあると思います。再度伺いたいと思います。
- 〇議長(大金市美君) 町長。
- **〇町長(福島泰夫君**) 首長としての責任のとり方ということでは、私は考えておりません。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番(益子輝夫君) 国会議員だって、県会議員だって、経歴を偽ればそれで問題になるんですよ。それが問題になって、直接じゃないにしても、彼は辞職したからそれは明らかにならない……

[「議長、注意したほうがいいですよ、そんなことは誰が決めるんですか」と言う人あり]

○議長(大金市美君) どうぞ続けてください。

[「不信任案だってはっきりしないでしょう」と言う人あり]

〇議長(大金市美君) 静粛に願います。

[「そんなこと自分だけの思いつきで」と言う人あり]

○5番(益子輝夫君) やっぱり選挙をやって選ばれるわけです、私たちは。町長ももちろん そうですし、私たち議員もそうです。

しかし、経歴に偽りがあったら、国会だって県議会だって問題になるんですよ。そういう 人を推薦した、そしてその推薦をもとにただ推薦したという、ただそれが選挙はがきや選挙 前に使われたリーフにちゃんと写真も言葉も載ってあれしているんです。そしたらやっぱり 偽った情報を載せてチラシがまかれるんですよ、なんぼまかれたか知らないですけれども、 そこに町長の写真や言葉が載っていたら、誰もが信じちゃうじゃないですか。その辺をどう いうふうに考えているのか、責任は全く感じないのかということを私は言うんですよ。偽り なんですよ。

- 〇議長(大金市美君) 町長。
- **〇町長(福島泰夫君)** 先ほどお答えしたとおりです。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

〇5番(益子輝夫君) 反省も何もないようなので、私はこれをまた改めてこの問題を追及していきたいというふうに思います。

次の問題に移ります。

新庁舎の問題で、先ほど町長のほうからも答弁いただきました。地方自治法のあれで別に問題はないような発言をしていますが、昔はさっき町長が言われたように、昭和30年代は結局途中であれしたり、承認を求めたり、終わってから求めたりという例もありますし、また特例として、災害とか何か緊急な事態が起きた場合には、そういうことも認められると書い

てあることは私も知っています。

しかし、今現在ほとんどの自治体、全くといっていいほどの自治体が予算を伴う公共施設の建設の場合、新たなところに建設する場合は事前に議会に設置条例を出して、承認を求めてからやるというのが一般的な流れです。常識といったほうがいいかもしれません。そういう点ではやっぱり今のやり方は、私はおかしいというふうに思うんですが、その辺で町長は、先ほどは後で上げるようなことを言いましたけれども、早急にその対応をとるべきだというふうに思いますが、その点についてお答えをいただきたいと。

〇議長(大金市美君) 町長。

○町長(福島泰夫君) この庁舎建設の多分場所のことをおっしゃっていると思いますが、この場所につきましては、もう今から4年近く前からずっと検討委員会等を設置されておりました。最終的に当時の執行部、町長がその検討委員会の答申を受けまして2カ所を候補地として挙げてまいりました。その2カ所のうちから、当時の執行部が1カ所に絞った。そして、それを不服として議会のほうでまた新たに再度検討したいということで、議会の中で検討委員会というんですか、議会の中での組織が結成されました。当時私もその一員でございました。その中で1年以上、1年半近く、16回か7回の議論を重ねまして、最終的に25年の9月ですか、結論が出たと思います、議会の中で。その時点で9対6、私はそのときは6のほうでございました。ただ、その最後の決をとるに当たりまして、この決には従うという意思表示をして、私はその決に参加いたしました。

その後、町長選に出馬いたしまして、町長選の折も庁舎の位置については、もとの執行部で出していました開発センター、ここでいい、ただし調査をして大丈夫であったらここにする、そういうことを申し上げて町長選に立候補をさせていただきました。当選させていただいて、その方針どおり、地質調査も大丈夫だということで、開発センター跡地ということで建築設計等を現在進めさせていただいておりますので、議会の皆様の理解は得られている、このように考えております。

〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) 私は、検討委員会の、議会内でも、町長が言われたように、検討委員会で17回も検討しているのは事実ですから、そういう中で最終的に6対9。しかし、それは決議機関でも何でもないわけですね。あの場合、町長もいらしたからわかると思いますけれども、意見を聞くと、意見の集約ですよね。そういう点では何の決定権もないというふうに

私は考えます。当時6対9ということでは過半数でもないですし、そういうことを言えば切りがなくなるので、私は、今の状況の中で、やっぱり地方自治法に基づいてきちんと設置場所のあれを早急に上げるべきじゃないかなということを、私は先ほど言っているんですが、その辺で町長の考えを伺いたい。

- 〇議長(大金市美君) 町長。
- ○町長(福島泰夫君) 予算措置につきましても、3月議会で継続予算でございますが、ご承認いただいています。そういう意味で、今後しかるべき時期に議会のほうにご提案をさせていただきたい、このように考えております。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) ルールは守っていただきたい。それを許している、私は議会にも責任があるというふうに思います。町長だけの責任じゃなくて、議会にも責任があると思います。私たちは地方自治法に基づいて行政というのを運営しなきゃならないというふうに思いますし、首長の場合は特にそうだと思います。そういう点では、今やっていることに対して問題はないように捉えているようですが、問題はあると思います。順序を立てて物事を進めていく、そうしないと不審がられても、それは当然しようがないんじゃないかなというふうに思います。

守るべきものは守っていく、そして言うべきことは言っていくというあれが、私は大事なんじゃないかなということで、庁舎の問題、今いろんな形でまた庁舎を考える会とか組織ができまして、署名運動も始まっているようです。そういう点では1,000名以上集まったという話も聞いています。そういう点では、今の庁舎の位置問題とか予算の問題、規模の問題、あとは建設関係では地元の建設業者を使ってもらいたい、あとは65%が森林ですから、山の、まして町有林もあるわけですから、そういう木材を利用してというのが圧倒的な声のようです。そういう点では、もっともっと町民の声を聞いて進めていくべきではないかなと、それが議会であり執行部の姿勢だというふうに私は考えます。そういう点で、また再度この問題も今後やっていきたいというふうに思います。

それでは、最後の5番目に入ります。

先ほど、花の風まつりについて町長からの答弁をいただきました。町としてバックアップ していきたい、バックアップするということはわかるんですけれども、私が質問しているの は、今、少子・高齢化でどんどん人口が減っていると、そういう中で人口をふやすことを少 しでも考える。ましてや今都会で暮らしている人たちの2割から3割、特に若い人が農村で暮らしたい、また農村で子育てをしたいという人がいるということはマスコミの調査でも明らかです。

そういう点で、現にそれを今度は国を挙げてやるそうですが、今は県の段階で大体ほとんどの県が、全部ではないですけれども、東京に出張所を構えるとか、そういう形で年100組以上も誘致している自治体もあります。そういう点では、せっかく人が来てくれる、そういう機会を利用して町に住んでもらうという努力を町がやらなければ、ただ飲んで食ってよかったわではだめだと思います。1%でも2%でもそういう人たちが出てくると思います。そういう働きかけを私は、あらゆる形でいろんなことをやっているんですから、そういうところを一つ一つそういうことに結びつけていくということが大事じゃないかなというふうに思います。ので、再度その点で具体的な考えがあれば、町長から伺いたいというふうに思います。

〇議長(大金市美君) 町長。

○町長(福島泰夫君) ただいま花の風まつりについてお話がございましたが、花の風まつり、たくさんのお客様が来てくださる、当然私も来てくださった方々の中で、一人でも二人でもこの町に住んでくれたらいいな、このような思いがございます。そして、行った先々で、この地域は非常に、だから私も住んでみたい、そんなお話も伺ったこともございます。そして、地域によっては民泊を受けたい、そのような組織づくりが今進んでいる地域もございます。そういう地域も応援していって、それからさらに花の風まつりばかりでなく、あらゆる機会を通して町内への誘致、まずは来ていただく。そして、その後に住んでいただけるようないい場所である、これを認めていただく。おいしいものもある、きれいな美しい場所もある、いろんなイベントもある、また昔からの地域資源もある、こういうのをアピールして一人でも定住人口の増加につなげてまいりたい、このように考えております。

〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番(益子輝夫君) 町長が言ったことはわかるんですが、そういう環境の問題もあるんですけれども、一番環境で大事なことは人の心だと思います。そこによさを感じて来ているということをかなりの人が言っていますよね。こういう温かな人、もてなしてくれるところというのはありがたいということで来ている人が多いんです。できたならば住んでみたいという人もいるかと私は思います。そういう点では我々も含めてですけれども、職員全員がそういう気持ちになって、この少子・高齢化を何とかするという観点に立って前向きに考えてい

かないと、そういうことにはつながらないというふうに思います。全てをそういう視線で捉えていくことが大事ではないかなというふうに思います。

それで、今後、町長としてこういうことをさらに進めたいとか、そういうことがあればお 聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(大金市美君) 町長。
- ○町長(福島泰夫君) さらに進めたいという、今よりもっとさらに進めたい、これは当然あります。それで3月議会にもお話ししましたが、地方創生絡みの国の補正予算もある、そういう予算も使わせていただいて、この町の活性化をどういう形でやっていくか。それを我々ばかりでなく、外の方の目線でも考えていただく、そして方向づけをしていく、そのような組織もつくってまいりたいと思いますので、その節は皆様のご協力もお願いしたいと思います。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番(益子輝夫君) 大体は、何か別なことでも考えていればなと思ったんですけれども、 それはないようなので、花の風まつりだけじゃなくて、もちろんあれですけれども、リピーターがかなりふえているという点では、ほかの面でも観光施設なら温泉とか、そういうところもあるわけですから、そういうところの受け入れ態勢とか、そういうのを考えていかなければならないというふうに思います。そういう娯楽施設というんですか、そういうものは町の顔でもあると思うんですね。せっかく来たのにお湯が出ていないで温泉に入れないで帰るとか、せっかく直売所に来たのに野菜がなくて、買って帰れないという批判もあるようですから、その辺をどう応えていくかということを真剣に考えて、その直売所や温泉だけの問題、また花の風まつりの一般の町民だけの問題じゃなくて、町全体としてそれをどうカバーし、 どう支えていくかということを私は考えていくのが長としてのあるべき姿ではないかなと思います。

その辺は町長もわかっていると思うんですが、特に私は花の風まつりだけじゃなくて、ちょっとずれますけれども、県外ナンバーと他町のナンバーが物すごく多いのにびっくりしましたね。温泉なんかもそうです。県外ナンバーが圧倒的ですよね。そういう点で、そういう人たちに対するサービス向上とは、一番大事なことはもてなしの心だと思うんですが、そういうことを一番大事にしていかなければならないという点では、行政がもっと本腰を入れて、町長を先頭にやっていただきたいというふうに思います。

まだ時間がありますが、そういう点を要望して質問を終わりたいと思います。

○議長(大金市美君) 5番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

〇議長(大金市美君) 再開いたします。

◇ 佐藤信親君

○議長(大金市美君) 4番、佐藤信親君の質問を許可いたします。

佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

〇4番(佐藤信親君) 4番、佐藤。通告書に基づきまして質問していきたいと思います。

まず、大きく3つの項目について質問したいと思っております。

まず、最初の1番目といたしまして、庁舎建設にかかわる設計委託業務の経過についてお 伺いいたします。

1つ、平成26年1月16日の新庁舎建設基本計画・基本設計委託契約の契約内容及び金額についてお伺いいたします。

2つ目、平成27年度新庁舎建設実施設計業務委託はいつ締結したのか。

(3)変更契約により支出した2,106万円の性格は、話し合いにより違約金の支払いはなかったとの説明であるが、そのように理解してよろしいのかお伺いいたします。

4番、平成26年12月24日、新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託契約7,074万円となり、 当初契約より1,144万8,000円増加している理由はいかがか。

5番目、変更契約しているにもかかわらず、再契約をする必要性があったのかについてお 伺いいたします。 2番目、造成工事についてお伺いいたします。

造成工事関係の設計委託業務は、本庁舎本体にかかわる工事の委託業務に含まれているのか。また、別途契約によるものか、その関係をお伺いいたします。

3番目、庁舎建設予算について、当初計画では17億のうち2億円は用地費を見込んでの金額であったが、30億円近くとなり、見直しにより25億円以内におさめると変遷しておりますが、この点についてお伺いいたします。

1つ目、新庁舎建設費用25億円以内としているが、今後の経済情勢から町民に対して約束できる計画なのかお伺いいたします。

2つ目といたしまして、主財源となる基金は、いかなる基金を取り崩すのか。また、合併 特例債を活用することにより、元利償還金は将来の町財政にどのような影響が出るかをお伺 いいたします。

3番目といたしまして、合併特例債の元利償還金は基準財政需要額に反映されるのか。 大きな2番目、自治基本条例及び住民投票条例の制定について。

自治基本条例を制定し住民との真の協働のまちづくりを推進すべきと考えるが、いかがか お伺いいたします。また、住民投票条例を制定する考えはあるかもあわせてお伺いいたしま す。

大きな3つ目といたしまして、駒形大塚交換分合の進捗状況と町の対応についてお伺いいたします。

駒形大塚の交換分合は昭和40年代後半に始まり、いまだに完了されていないようであるが、 関係地権者の高齢化及び健康面から見ても早期に解決すべきと考えるが、現在の進捗状況と 見通し並びに町の対応についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わりにいたします。

〇議長(大金市美君) 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) 佐藤議員の1項目、庁舎建設に関するご質問にお答えいたします。

まず、3つ目の庁舎建設予算についての1点目、新庁舎建設費用についてですが、現在、限られた期間の中で建設コスト削減を基本に設計を進めております。依然として建設プライスの動向の予測が困難な状況ではありますが、創意工夫により努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目、新庁舎建設費用の財源についてですが、基金については町の財政運営のた

めに積み立てております財政調整基金と、公共施設、生活環境の整備及び地域振興の推進を 目的とした地域振興基金を取り崩し、主な財源として庁舎建設を実施する予定です。また、 地方債については世代間の住民負担を公平にすることと、年度間の負担を平準化するという 目的があるため、合併特例債の借り入れを予定しております。

合併特例債を借り入れたことによる町財政への影響と、3点目、合併特例債の財政措置についてですが、この合併特例債は、合併後10年間の期限つきでありましたが、東日本大震災における特定被災地地方公共団体は20年間に延長されたことにより、平成37年度まで借り入れが可能となりました。当該起債は、元利償還金の70%が普通交付税の公債費として基準財政需要額に算入され、実質町の負担が30%となるため、町財政への影響を極力抑えることができると考えております。

次に、2項目、自治基本条例及び住民投票条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

まず、自治基本条例を制定し、協働のまちづくりを推進することについてですが、協働のまちづくりを推進するためには、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくか等のルールや仕組みについて、地域住民と共通認識を持つことが第一に必要だと考えます。自治基本条例の制定はその役割を担うもので、今後のまちづくりにおいて地域住民が主役となり活躍できる環境を整備し、一人一人が町を担う一員である自覚と誇り、郷土愛を持つことができるようにするためのものと考えております。今後町になじむ協働のまちづくりを目指し、地域住民との意見交換を密にしながら、条例制定も含めて検討していきたいと考えております。

次に、住民投票条例の制定についてですが、住民投票条例は地方公共団体における直接民主制の一方式と考えており、憲法や地方自治法でも認められた制度であると認識しております。町においては町長選挙や町議会選挙において、それぞれの主張を町民に訴え、負託を受けており、またそれぞれの政治活動の中でも町民の皆さんの意見を取り入れているところであり、そういった観点からも議会制民主主義の制度にのっとり行政運営がなされているものと思いますので、今の時点では住民投票条例の制定は必要ないものと考えております。

次に、3項目、駒形大塚交換分合についてのご質問にお答えします。

駒形大塚古墳周辺の交換分合につきましては、昭和40年代前半から地権者が主体となり行われてきた共同施行に伴い実施されてきたものであります。しかしながら、民有地の一部に登記の完了していない部分があり、町の公有地化にも関連していることから、できる限り支

援を行っていくものであります。進捗状況でありますが、平成26年度におきましては、解決に向けて数回の話し合いを持ったところであり、その後、平成27年1月から3月にかけて職員が関係者宅を訪問し、交換分合の関係者の集まりを提案し了解を得たところであります。今後の対応でありますが、町としましても、できる限り早い段階で関係者の集まりを開催し問題の解決に努めてまいりたいと考えております。議員におかれましても、駒形大塚地区交換分合の経緯につきましてはご承知と思いますので、早期解決が図られるようご助言等よろしくお願いいたします。

その他の質問につきましては、総務課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(大金市美君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 佐藤議員の1項目め、庁舎建設に関するご質問にお答えをいたします。

まず、1の庁舎建設に係る設計委託業務の経過についての1点目、基本計画・基本設計委託契約の契約内容及び金額についてですが、設計業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式により、宇都宮市AIS総合設計株式会社と平成26年1月24日付、契約金額2,399万2,500円で契約をいたしましたところです。契約内容につきましては、基本計画として現状調査、庁舎等の規模算定、建物の配置・空間計画、意匠・構造・耐震計画等の業務、基本設計として配置計画、建築計画、構造計画、設備計画、仮設計画等が主な契約内容です。

次に、2点目、平成27年度新庁舎建設実施計画業務の委託についての契約締結についてですが、現在進めております新庁舎建設基本設計・実施設計委託業務につきましては、平成26年12月24日付で契約を締結し、平成27年3月13日付で変更契約を行い、工期を平成27年11月30日まで延長して、基本設計・実施設計を進めているものでありまして、平成27年度においての業務委託契約の締結はございません。

次に、3点目、契約変更により支出しました2,106万円の内容と違約金の支払いについてですが、本年2月19日に開催されました議会全員協議会にご説明申し上げましたところでありまして、円満に変更契約を締結し解決しているところです。なお、この変更契約につきましては、業務終了に伴う変更契約とご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目、平成26年12月24日付で契約しました新庁舎建設基本設計・実施設計業務 委託契約で、当初契約により契約金額が増加している理由についてですが、当初契約の 5,929万2,000円については、開発センターの一部解体工事の設計と、当初計画いたしまし た新庁舎建設の実施設計のみの契約でございました。現在、平成26、27年度の繰越事業として進めております新庁舎建設設計・実施設計業務の7,074万円につきましては、従前、前の設計については一旦中止をしておりますので、従前の基本計画と基本設計の活用できる部分を活用することを前提に、基本設計から実施設計に至るまで全てをやり直すことにしたものであります。そういうことで、1,144万8,000円の増加は、従来の基本設計をやり直したものに当たるものとご理解をいただきたいと思います。

次に、5点目、再契約の必要性についてですが、先ほども答弁いたしましたとおり、変更 契約につきましては、実施設計業務を中止したことに伴う減額変更でありまして、建築設計 の基本的な業務の性格から増額変更ではなく、再契約としたものでございます。

次に、2の造成工事についてですが、造成工事の設計につきましては、設計に必要となる 基本データを土地の測量調査に基づき算出いたしまして、それらのデータをもとに建設課に おいて設計積算をしております。したがいまして、庁舎本体工事の設計委託業務には入って ございません。また、別途契約もしてございません。

以上でございます。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番(佐藤信親君) ちょっと再確認なんですが、1月24日契約ということでよろしいんですか。1番目の平成26年1月、私は16日と書いてありましたけれども、24日ということでよろしいんですか、契約日は。

[「ちょっと確認させてください」と言う人あり]

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

- ○4番(佐藤信親君) ちょっと私もこれをやっていて、何かこの日にちと金額が、もらった 資料から見ていきますとなかなか拾えないというようなことがございまして、よく確認して おきたいなと思います。
- 〇議長(大金市美君) わかりますか。
- ○総務課長(橋本民夫君) ちょっと待ってください。
- ○議長(大金市美君) ちょっと休憩とります。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

〇議長(大金市美君) 再開します。

総務課長。

○総務課長(橋本民夫君) 失礼しました。訂正をいたします。

私が申し上げましたのは26年1月24日ということで申し上げましたが、工期の着手日と 勘違いしておりました。実際は1月16日の契約でございます。大変失礼しました。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

- **○4番(佐藤信親君)** 金額は5,900万何がしでよろしいんですか。
- 〇議長(大金市美君) 休憩とります。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

〇議長(大金市美君) では、再開します。

総務課長。

- 〇総務課長(橋本民夫君) たびたび申しわけありませんです。5,929万2,000円でございます。
- 〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

- ○4番(佐藤信親君) そうしますと、当初の契約期間は、平成26年1月24日から3月25日までが契約期間となると思うんですけれども、先ほどの総務課長の説明の中で聞いていきますと、これが翌年度の26年度のほうまでつながっているというような感じがするんですけれども、その点についてお伺いいたします。
- 〇議長(大金市美君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 先ほど申し上げましたものとちょっと誤解があるかもしれませんが、5,929万2,000円の契約につきましては、当初の、先ほど議員さんからもお話ありまし

たように、26年1月24日から3月25日までの工期として契約を締結したものでありますが、これは設計の見直しのために中断した契約になりますので、その後減額になったものでございます、2,106万円に減額になったものでございます。

それから、先ほど、契約を延長したものにつきましては、新たに実施設計・基本設計を委託したものでありますので、その契約の延長を繰り越しということで、繰越事業ということで26年、27年で実施しているということで7,074万円で、その契約の変更、工期の変更ですね、契約変更でも額の変更ではなくて、工期の変更ということで、27年の11月30日まで工期を変更いたしたものです。ですので、こちらを延長したものについては、新たに契約した基本設計・実施設計の委託業務にかかわるものです。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番(佐藤信親君) 今、先ほど繰り越しをしたということでございますけれども、5,929万2,000円のうち、2,106万円を支払って変更設計したということでよろしいんですよね。そうなってきますと、当然その減額されたものが、翌年度に行くのには繰り越ししたというんですけれども、私ちょっと予算書を見てきたんですけれども、3月の補正予算書と12月、繰り越しされた金額がないんですよ。それで私もこの質問の中身を検討していく中で、何をどのように考えて整理していったらいいのか、自分でもわからなくなってきているという状況にあります。当然、変更して繰り越したということであれば、その契約がどこで出てくるのかという1つの疑問が出てきます。

次に出てくるのが、1月の町長の指示により26年の12月1日に設計業務委託契約締結と 書いてあるんですよ。25年度に終了しているにもかかわらず、その変更設計をする契約がど こにあるのか。これは全協で出されたこの資料の中に書かれていない。そこのところがちょ っと私も疑問に思っているところなので、その点についてご説明願いたいなと思います。

〇議長(大金市美君) 総務課長。

〇総務課長(橋本民夫君) すみません、ちょっと整理をさせていただきます。

まず、途中で契約を変更して業務委託契約を中止したもの、これにつきましては5,929万 2,000円で当初契約をして、変更契約により中止をしたというふうにご理解をいただきたい と思います。これにつきましては変更契約で中止をして、支払った金額が2,106万円という ことです。

それから、5,200万円とその差額分については残っておりますので、その残っております

分と残り7,000万円の不足分につきましては、こちらの予算から7,000万円に合わせまして、 それで新たに契約をしたものです。26年の12月24日に契約をしたものです。

25年度の契約につきましては、先ほども言いましたように、2,399万2,500円で契約したものにつきましては、当時の一番最初の庁舎の基本設計・基本計画、それから基本設計業務を委託したもので、それは完了している、当初のやつで完了しているものです。その後委託したものは、実施設計業務と開発センターの解体業務の設計を委託したもので、実施設計業務につきましては、先ほど申し上げましたように、途中で中止をしたものでございます。ですので、一番最初の25年度に委託したものは基本計画、それから基本設計の業務委託で、それが2,399万2,500円です。その後、新庁舎の実施設計業務委託、実施設計ですね、基本設計の後になる、それと開発センターの解体の設計を委託したもので、合わせて5,929万2,000円となったもので、これを実施設計を中止して2,106万円になったということでご理解をいただきたいと思います。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番(佐藤信親君) 前の説明では、やはり中止にして、その進行状況の35%を見て、それで5,929万2,000円から35%掛けて、その金額を支払ったということで、当然そうすればその契約そのものがもう中止になっているわけだと思うんですよ。ましてや25年度分の事業を26年度まで引っ張る。それは私が予算書を見落としているのか、どうなのか確認したところ、その金額の繰越設計委託に関する委託業務は、繰越明許費にはのっかっていません。そういうことから考えていって、中止という形をとって、5,299万2,000円を中止にして割合的に35%まで進捗していたからということで2,100万払ったと、そういう説明だったんですよね、前の全員協議会においては。当然私らはその三千何がしの金は残っているものというふうな形になって、私は認識しているわけなんです。

これは余りにもちょっとやってもなかなか難しくなりますので、次に行きたいと思うんですけれども、これは2番目のところで、平成27年度に締結したかというのは、私もちょっと曖昧になりますけれども、今後27年度は、その委託契約はするということがないということでございますので、それはそれでよろしいかなというふうに思います。

変更契約により支出した2,106万円の性格は、話し合いにより違約金の支払いはないと説明がありますが、そのように理解してよろしいんですね。

[「はい」と言う人あり]

- ○4番(佐藤信親君) 委託契約のもとになる設計委託業務契約日は5日ということで、先ほど伺ったわけでございますけれども、この契約上の現計画の中止とは、何をどのように指すのか。また、変更契約により、先ほど申しましたように、業務施工割合の35%と算定して2,106万円を支払ったとのことでありますが、この算定は誰が算出したのかお伺いしたいなと思います。
- 〇議長(大金市美君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 35%の算定につきましては、庁舎建設担当と設計事務所のほうで 協議をして算定した内容でございます。

もう1点、ちょっとすみません。聞き漏らしちゃったんですが、その最初の……

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

- ○4番(佐藤信親君) 現計画の中止とは、何をどのように指すのか。
- 〇議長(大金市美君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) すみません。この件につきましては、議会の全員協議会並びに議員懇談会でも申し上げましたとおり、町長のほうから再度建設計画の見直しをします、額も見直しします、規模も見直しをしますということで見直しをした時点というふうに私も認識しております。
- 〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番(佐藤信親君) ちょっと総務課長、来たばかりでかわいそうな思いもするんですけれども、じゃ余り深く行かないで、ここら辺にやっておきたいなと思うんですけれども、当然中止ということになってまいりますと、当然委託契約の中に中止もできるというようなことも多分うたわれていると思うんですけれども、その後に損害の賠償ということが出てくるので、これは当然中止にすれば、完了していれば中止という言葉は使わないと思うんですよ。未完了だから35%のお金を支出して終わらせたというふうに私は認識しちゃうわけなんですけれども、そうなってきますと、これは違約金的な支出だったんではないかなというふうに感じるわけでございますけれども、これは私の間違った感覚なのか、常識的に考えれば、私は、これは違約金ではないのかなというふうな見方をすべきではないかなというふうに思っております。

委託契約条項の中の話し合いで決定できるという契約条項もありますよね。委託契約書の

中では、甲乙両者が協議をして書面をもって行うということでありますけれども、当然これについては損害金ということになれば、ただこれはただの契約では済まないわけですよね。 議会に報告しなければいけない事項でもありますよね。それを、私はかわすためにそういう手法をとったのかなというふうに感じているわけなんですけれども、そういう誤解がないようにお願いしたいなと思っているところなんですけれども、その点についてご説明願えればなというふうに思います。

- 〇議長(大金市美君) 総務課長。
- ○総務課長(橋本民夫君) 大変ご配慮をいただいてありがとうございます。4月に来たばかりですので、その事前の説明についてはちょっと不明確な部分もございますと思いますが、当初の契約につきましては、そこまでやった業務に対しての対価として支払ったものでございます。ですので、当然契約の中には違約金というような条項もございますと思いますが、話し合いにより実際にそこまで行った部分に対する業務の対価として支払って、それでその部分については、その委託については終わりにするというような状況でございました。

ただ、次の契約につきましても、同じAIS株式会社のほうにお願いするという条項もありますので、当然これは随意契約に基づくものでございますので、継続契約として今までやってきたノウハウも生かしてもらうというような部分も含めて、新しい基本計画、実施計画の設計業務の委託をしております。そういう意味合いで、その時点での違約金というのは発生しなかったというふうにご理解をいただきたいと思います。ですので、前の設計につきましては、設計の中途ですけれども、業務を執行した時点までの分として捉えておいていただきたいと思います。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番(佐藤信親君) 実際は、この庁舎整備に関する検討経過、この中になぜ中止という言葉を入れているのか。現計画の見直しとか変更とか、そういう形であれば通るわけなんですけれども、中止という形になると、事業がストップする、そういう認識になるわけですよ。私はこれ事務局のほうで忙しい中でつくった資料で、そういうふうに捉えてこういう形の文言を入れたのかどうなのか。私はどうしても中止というところ。

それと、こういうことを言ってはどうなのかという、私もあれだったんですけれども、この件に関してある人物から私のところに庁舎建設関係が白紙撤回になったという情報が、ある私の知り合いから入ってきたわけです。そんなわけないよ、まだ議会でもそういう議論を

していないのに、白紙撤回になるわけないよと発信元のところに確認に行きました。私はそういうふうに聞きました。佐藤さん、じゃ役場に行って確認とってきてください。私、行きました、そこでもはっきりと白紙撤回。3月に看板の撤去をやったろうというようなことで質問しましたけれども、そういう話を聞いて私は伺ったわけです。にもかかわらず、ふたをあけてみればこういうことになっている。当然これ地方公務員法に抵触するおそれがありますよね、何条と何条ということは言わなくても。そういうふうな情報を、ガセネタを私らは聞かされました。これは多くの方にもこの話が広がりまして、私は半信半疑でありましたけれども、そういうことで私が確認に行ったら間違いないということで、また私も半信半疑、まだそれでも納得できない状況でいたわけですけれども、3月の定例会で、ふたをあけてみればアイエヌジーであるというような状況でございました。

やはり、こういう問題というのはきちんと情報を開示していかなければいけないというふうに思います。私も庁舎建設にかかわる各今度の契約関係、工事契約関係等について情報開示を求めていきたいというふうに思っております。

それと、ちょっともう確かにこれ総務課長も困るように、この流れはなかなか理解できない部分があるのでちょっと飛ばしますけれども、町長が何度も、庁舎建設等検討委員会の答申を尊重するというふうに何回も何回も言われておりますよね。その答申の内容を慎重によく読んでいけば、おのずとわかるものがあるかなというふうに感じております。当然町長も私は感じているかなと思うんですけれども、立場上私は口には出せないという思いでいるんですけれども、検討委員会の審査、記録をずっと読んでいくと、ちょっとおかしな部分も出てきます。そういうところを町長に言うのは酷なんですけれども、やっぱり再考する必要もあるんではないかなというような思いでおります。この点について町長はいかにお考えかお伺いしたいなと思います。

〇議長(大金市美君) 町長。

○町長(福島泰夫君) 町長がいかが思うか。この庁舎建設につきまして、今回佐藤議員からご質問いただいております費用の件あるいは設計を途中で変更した件、これにつきましては、まず場所については議会の時代、先ほどもお答えしましたとおりでございます。そして、その後、平成26年の10月から各地を回りまして、町内を回って住民の方のご意向も伺いました。それから議員さんの中のいろんなご意見もございました。その中で基本的には建設費用が高いと、そういうことを私も認識しましたし、その建設費用が高い、こういう風、これは、私はしっかり受けとめて、これによりまして進んでおりましたこの設計、今しかないと、そ

ういうことで減額、そのためには痛みも若干あります。それを踏まえても減額する、そうい う方向で職員に指示をしまして、現在に至っているところでございまして、庁舎の場所につ いてはもうあの場所以外には考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番(佐藤信親君) 仕方がないと私は思います。町長の考え方はそれで行くしかないのかなというふうには思っておりますが、私はその真逆で行きたいというふうに考えております。前後しちゃうんですけれども、造成工事についてでございますが、先ほど設計については建設課の職員が担当してやったということで、これも1つの節約につながってくるのかなというふうに感じておるわけですけれども、当然あの造成工事のときの看板を見ましても、庁舎第1期工事とか第2期工事とかと書いてあります。まだ位置条例も決まっていないのに、そういう工事をやっていいのか。指令前着工みたいにな形になっているのではないかなというふうに思います。平成24年当初予算で予算案修正案が可決されましたよね。これはなぜかというと、なぜ修正案を出したか、とって凍結しておけばいいんじゃないかという話もありました。予算が通ればもう職員は執行してしまうというおそれがあったために、凍結じゃなくて削除したわけです。今回あの予算は、25年、26年と通ってきておりますが、やはり案の定予想されるように、どんどん執行されていってしまうというような状況でございます。

やはり、予算があるから、予算は過半数で可決しちゃいますけれども、位置条例関係が3 分の2の同意が必要であるということでございますので、やはり私は先行投資型的な工事よ り、きちんと条例を踏まえた上でやるべきではなかったなというふうに感じております。

この問題については、当然一番クローズアップされているのは鳥取市、ここは市長のリコール、議員のリコールと庁舎等の移転関係、位置条例の関係でもめておりまして、昨年の暮れにやっと市長と議長、議員、議会が賛成の方向に回ったということで可決されてしまいましたけれども、そこの議会の中で測量費を計上しようとするということで、各常任委員会で物すごくもめたらしいです。委員長採決で予算は通った。しかし、位置条例が出るまで予算は一銭たりとも使わなかったというようなことでございます。鳥取市が代表的になっておりますけれども、滋賀県の高島市、あと岐阜県の下呂市、下呂市の場合は職員の利便性ばかりを追求し、市民目線に立っていないという理由で位置条例が否決されるような方向に動いているというような状況でございます。

そういう点も踏まえまして、やはり私は、本当は町長にも言ったのが、6月定例会あたり

に位置条例が出てくるのかなというふうに期待はしていたわけですけれども、残念ながら出てこなかった。出さなかったというのは、やはりまだ予算が固まっていないのかなと。繰越明許で予算は計上されているけれども、固まっていないから出せなかったのかなというふうに推察するわけですが、その点についてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(大金市美君) 町長。
- ○町長(福島泰夫君) その点につきまして、本日本会議終了後、皆さんにお示しする資料で明らかにできると考えております。

ただ、私は、私の思いは、これは震災後、この馬頭庁舎、小川庁舎とも非常に被害を受けて、役場に来られたお客様あるいはそこで働く職員、これが非常な危険にさらされている、これもう既に4年たってしまいました。今後、この危険にさらす状態を少しでも短縮して、早く庁舎を完成させたい、そして町民に安全に、そして働く職員にも安全な庁舎をつくりたい、そして今の経済状況、建築状況でありますが、少しでも削減を図るよう、あらゆる設計の段階で努力をしていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番(佐藤信親君) 余りこればかりやっていると時間がなくなってしまいますので、次の 庁舎建設予算についてお伺いいたします。

先ほど、財政調整基金と地域振興基金を使って庁舎の建設費用に充てるということでございますけれども、やはり今のこういうご時世の中で基金を持っていたほうがよろしいんではないかなというような感じがいたします。国民健康保険も基金があるからといって使い切って、慌てて大幅な税率改正をしようというような動きもありました。とりあえず一般会計からの繰り入れでわずかではありますけれども、税率改正ができたというような状況でございます。

また、高齢者医療関係につきましても、基金が底をついたということで今年度大幅な値上げになったということで、基金があるから使え、使えば当然なくなるわけです。やはり将来の展望に立って、ましてや那珂川町は消滅市町村だと言われている少子・高齢化時代を迎えている中、これからますます税収、町民税も減ってくるんではないかなというような感じもしているところでございます。

やはりきのうも町長が身の丈に合ったという言葉を使われましたけれども、那珂川町も身

の丈に合った庁舎をつくっていただければなというふうに考えております。もうこれ町長に 再考しろなんて言っても、もうないという返事しか返ってこないので、私は強くそれを意見 として言っていきたいと思っております。

当然、この庁舎を建設することによって財政が状況の変化によって傾くようなおそれがありますね。当然町長は今25億円以内でおさめるというふうに公言しておりますけれども、もしそれが何らかの事情で大幅に上がってしまった、基金が枯渇してくる、そうなってくると財政を適正にもってくるためにはどうするかということになると、これは町民にはね返っていくわけでございますよね、何らかの形で。庁舎をつくって、誰がその結果責任をとるんだといっても、誰もとらないと思うんですよ、多分。仕方なかった、やむを得なかった、想定外だったというような言葉で、そうなってしまうのではないかなというふうに思います。そういう点も考慮して、先ほど町長は十分な財政の状況等を勘案して進めていきたい、節約に努めていきたいということでございますけれども、やはり現在国立競技場関係も、もう当初の計画よりウン倍もいって底なしに近い状態になってきたので、今はもう縮小、また屋根までとって取っ払っちゃおうというような状況です。

RC工法とか、そういう方法でいくと当然大手ゼネコンとか、そういうのが入ってきます。と当然単価も高い。ある私町内の建築業の方に聞いたんですけれども、木材はどうなのと聞いたら、値段はそんなに高くないよ、賃金も高くないよと。ということは、首都圏ではそういうふうに騒がれていますけれども、こういう地方ではまだまだそういう物価高、単価が高いという認識がないんですよ。ですから、私当初の議会の視察研修でも、木造平屋でいけば、ランニングコストも少ないし、メンテも楽だというようなことで検討されていたわけですけれども、いつの間にか3階建てになってしまったというようなことでございますので、そういう状況も踏まえまして、今後町長よろしく精査のほどお願いしまして、庁舎関係等については終わらせていただきたいと思います。本当はもっと言いたいことがあるんですけれども、ちょっと時間がないもんですから。

それで、住民自治基本条例、先ほど町長、あっと思った、いいことを言ってくれているなと思ったんですけれども、やはり真の協働のまちづくりを目指すためには、先ほど町長が言われましたように、町民各位のご意見と、町長は皆さんの声は私の知恵袋と言われております。そういうことで多くの意見を聞くためにも、私はこの住民自治基本条例を制定してやるべきではないかなと。当然それが制定されれば、住民投票条例もその中に組み込まれてまいりますので、やはり我々議会、町長もそうですけれども、間接、町長は直接ですけれども、

私らも直接選ばれてくるけれども、実際やっぱりやっていくと、町民の声からすれば間接的な意見になってしまう。当然町長を支持した、私を支持した人の中にもAという人とBという考えの人がいる。だからやはりその多くの意見、例えば私らに遠慮する、町長に遠慮して本当はAと言いたいんだけれども、言えないという方もいるわけです。投票であれば誰が誰にどういうふうにしたかというのはわからない。やっぱり本当の町民の声が町長に届くのではないかなと、いい悪いは別にしてですよ。やはりそういう形で自治基本条例をつくるべきではないかなというふうに思いますので、その点について、再度町長にお伺いしたいないうふうに思います。

〇議長(大金市美君) 町長。

〇町長(福島泰夫君) 先ほど申し上げましたように、やはりこの那珂川町、いろんな意味で 消滅自治体とか言われている部分もありますし、非常に我々も危機感を持ってやってまいっ ておるところでございます。

そういう中で、皆さんのいろんな場面で、いろんな形で皆さんの声を聞きながら、これを 町政に反映させる、私は直接、皆さんは間接というご意見がございましたが、やはり直接選 ばれている方々です。そういう方々のご意見、これは重く受けとめたいと考えております。 そして、14人、15人の議員さんがいらっしゃいますし、多くの議員さんの声、これはさら に重い、重みがある、そのように私は理解をしております。

先ほど申し上げましたように、条例制定、これも含めてまた検討させていただきたい、そ う思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

〇4番(佐藤信親君) なるべくそのような方向でご検討いただければなというふうに期待を 申し上げまして、この質問につきましては終わりにさせていただきたいと思います。

最後になりますが、3番目の駒形大塚関係でございます。私職員時代に担当しておりまして、ちょうど私が平成11年に担当になったばかりですけれども、その前の年に地籍調査が行われておりました。何で法務局へ送付できないのかということでちょっと一部のいろいろなトラブルがありましてできなくて、5年かけましてやっと登記になったということでございます。それが平成16年の2月でございます。それからもう10年経過しているわけです。私がこの地籍を担当したのが平成11年、現在27年、もう16年も経過していると。それ以前にまたさかのぼって昭和42年からですか、私的交換分合から本来の土地改良でやりたかった、

それができなくて農業委員会による交換分合、それもできなかった。仕方なしに自分たちでお金を持ち寄って私的交換分合を行ったというような状況で、その中でちょっと問題がありまして、地籍調査が入るという羽目になったわけでございますけれども、当然これもう四半世紀どころじゃなくて、もう半世紀を迎えようとしている。

当然、当時若かった人もそれなりに年を召されて、それなりに健康面にも不安を抱えてくるような年になってまいりました。やはり過日私のところへ来て、何とかならないのかというようなことで電話もありましたし、また訪ねてこられた方もおります。私もできる限り協力してはいきたいなというふうに思いますけれども、やはり一番の解決には地権者会議、その中で忌憚のない意見の交換をし合いながら進めていくというのが本当かなというふうに思っております。多分、件数的には数件かなというふうに思いますので、やはりその点について町はもう少し積極的に、ことしの1月から3月にかけて大分担当のほうでは動いたということでございますけれども、さらに進めていく必要があるんではないかなというふうに思います。

確かにこの問題は、これだけの年数がかかるだけいろいろな複雑な問題があるかと思いますけれども、やはりどんなにこんがらがったひもでも、少しずつ時間をかけていけば解ける、そういう信念に基づいてやっていただきたいなというふうに考えますが、その点についてお伺いいたします。

〇議長(大金市美君) 町長。

○町長(福島泰夫君) この件につきましては、先ほどお答えしましたように、1月から3月にかけて地権者の方々を訪問させていただいて、会合をやりましょう、そのような投げかけをしております。町といたしましても、先ほど議員もおっしゃいましたように、皆さん高齢化している、そういう中で早い段階で集まりを開催し解決に努めていきたいと考えております。

ただ、これまで時間がかかってしまった、これにはいろんな原因があろうかと思います。 その原因につきましては、なかなか今の職員の中で把握している職員も少なくなってしまった、佐藤議員は数少ない把握している方であると私は認識しておりますので、これからの問題解決に当たっていろいろなご助言等賜れればありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番(佐藤信親君) やはり本当にこれ大変な作業かなと思いますけれども、担当の方、今度新しく課長で来られた笹沼君も気合を入れて、一生懸命頑張っていただきたいなというふうに思います。その点について、町長もご協力のほどよろしくお願いしたいなと思いまして、この質問を終わりたいと思います。

最後に、ちょっと時間がありますので企画財政課長に聞きたいことは、基準財政需要額に 合併特例債をどのような形で反映されるのか。この点についてお伺いしたいなと思います。

- 〇議長(大金市美君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(佐藤美彦君)** 先ほど町長のほうからも基準財政需要額のほうに反映するということでお答えをしましたが、地方交付税の中で公債費ということで返済額の70%、元利 償還金の70%が基準財政需要額に反映されることとなります。

以上です。

〇議長(大金市美君) 佐藤議員、いかがですか。

佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

- ○4番(佐藤信親君) ということは、私は基準財政需要額の項目を見ていたんですけれども、 公債費というのはどこなのかなという感じで見ていたわけなんですけれども、こういうやつ ありますよね、基準財政需要額測定単位。当然公債費か何かあるのかなと思っていたんです けれども、それがなかったんですよ。目が悪いせいなのかなと思うんですけれども、その点 についてお伺いしたいなと思います。
- 〇議長(大金市美君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) お持ちの資料をちょっと私のほうではあれなんですが、全体的な地方交付税の算定額、それぞれの人口規模あるいは学校の数、道路の延長、いろいろあろうかと思います。それから町として実施しております各種の事業、そういったもので補正額とかがありまして、それぞれの単価が示されております。公債費につきましては、公債費のみで算定基礎がありまして、合併特例債あるいは過疎債というものにつきましては700円と、1,000円が基本になりますので700円という基準単価を掛けていくことになりますので、7割の元利償還金が算定に含まれてございます。

それから、臨時財政対策債については100%そこに算入されることとなっておりますので、 ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(大金市美君) 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

- **○4番(佐藤信親君)** ちょっと生煮えですけれども、以上で質問を終わりたいと思います。 どうもありがとうございました。
- ○議長(大金市美君) 4番、佐藤信親君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了といたします。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時15分

○議長(大金市美君) それでは、再開いたします。

◎報告第1号の上程、報告

○議長(大金市美君) 日程第2、報告第1号 平成26年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました報告第1号 平成26年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成26年度繰越明許費については、去る3月定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、庁舎整備事業を含めて6事業について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

〇議長(大金市美君) 企画財政課長。

〇企画財政課長(佐藤美彦君) 補足説明申し上げます。

平成26年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容でありますが、2款総務費、1項総務管理費、庁舎整備事業費は、庁舎建設基本設計・実施設計業務委託料として5,000万円を繰り越したもので、一般財源が5,000万円となりました。

2項企画費、地域住民生活等緊急支援事業費は、人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託料及び地域活性化事業基礎調査業務委託料並びにプレミアム商品券の発行経費として7,530万2,000円を繰り越したもので、国庫支出金が6,425万2,000円、一般財源が1,105万円となりました。

7款土木費、2項道路橋梁費、地方道路交付金事業費は、町道和見立野線の改良舗装工事として3,000万円を繰り越したもので、国庫支出金が1,710万円、一般財源が1,290万円となりました。

また、町道改良舗装事業費は、小川運動場入口の改良工事として3,900万円を繰り越した もので、国庫支出金が3,419万2,000円、一般財源が480万8,000円となりました。

9款教育費、3項中学校費、馬頭中学校施設整備事業費は、環境整備業務委託料及び体育館解体工事を繰り越したもので、平成26年度3月補正予算において定めた繰越明許費2,677万4,000円から体育館解体工事請負契約における前払い金1,200万円を平成26年度中に支出したため、差し引いた1,477万4,000円を繰り越し、一般財源が1,477万4,000円となりました。

6項保健体育費、体育施設維持管理事業費は、小川運動場駐車場、テニスコート整備として5,150万円を繰り越したもので、一般財源が5,150万円となりました。

以上で、繰越計算書の報告を終わります。

○議長(大金市美君) 以上で、報告第1号を終わりにいたします。

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長(大金市美君) 日程第3、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

平成26年度第14期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、第13期と比較いたしますと、入館者数は1.4%、売上高は3%増加し、売上高及び営業外収益の合計は1億159万6,000円となりましたが、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた収支は利益を生むことができず、当期純損失は962万7,000円となりました。今後とも多くの方にまほろばの湯を利用いただくため、誠意、笑顔、清掃の徹底を指導するとともに、まほろばの湯・湯親館の健全経営を引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させます。

- 〇議長(大金市美君) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(坂尾一美君) 補足説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設、宿泊施設、飲食店等の経営、不動産の管理業務等 を行っております。

会社の経営状況について、平成26年度第14期決算報告、平成27年度第15期事業計画をご らんください。

5ページ、貸借対照表の内訳は、借方、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産は 8,414万9,532円、機械等の固定資産の合計は980万215円、合計9,394万9,747円です。貸方、 負債の部、売掛金等の流動負債合計金額は1,064万3,377円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金は5,330万6,370円、繰越利益剰余金は8ページ、株主資本等変動計算書のとおり、当期首残高繰越利益剰余金1,293万3,779円から当期純損失962万7,409円を差し引いた330万6,370円を当期末繰越利益剰余金として計上しています。貸方、負債の部、純資産の部の合計は9,394万9,747円です。

6ページ、損益計算書の内訳は、売上高は9,934万6,510円、うち入湯料は4,483万3,350円です。これから売り上げ原価2,231万8,466円、販売費及び一般管理費8,869万6,410円を差し引くと1,166万8,366円の営業損失となり、営業外収益225万457円を加えると941万7,909円の経常損失で、法人税等を差し引き962万7,409円の当期純損失となりました。

なお、営業外収益のうち東京電力事故被害賠償金は、平成25年度分として147万4,589円 を受けております。

7ページ、販売費及び一般管理費の内訳は、人件費3,946万8,911円、経費4,922万7,499円で、合計8,869万6,410円です。

8ページ、株主資本等変動計算書の内訳です。

先ほど申したとおり、当期末残高繰越利益剰余金が当期純損失のため、減額されております。

9ページは個別注記表、10ページ、11ページは役員監査結果について記しておりますので、ごらんください。

12ページからは平成27年度第15期事業計画(案)です。

- 2、事業計画(1)年間入場者目標は、温泉施設のPRと施設内サービスを向上させることで12万5,000人と定めております。
- (2)年間収支計画、14ページ、15ページでは、第15期の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益の目標を定め、当期純利益を出す計画となっております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(大金市美君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑に関しましては、この報告書に関連したことでお願いしたいと思います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番(大森富夫君) 第1点は、第14期は営業損失で1,166万8,366円、雑収入等を差し引きまして経常損失が941万7,909円となっているわけです。当期損失としての962万7,000円と、こういうことになるわけですけれども、入館者数1.4%増、売上高が3%増ということで報告されているんですけれども、しかし、このように赤字、当期損失ということになっている主な要因について、まず1点伺います。

2点目は、昨年第13期におきまして、私の記憶ですと、今の報告からすると平成24年分になるのかとは思うんですけれども、昨年第13期におきましては、東電補償が1,000万円からあったというふうに私は記憶しているんですけれども、今回はこのように随分147万5,890円ですか、いや14万7,580、ちょっと確認をそちらでしていただきたいんですけれども、さっきの話ではかなり減額されているというふうに出てきたと思うんですけれども、こ

ういう東電の補償がないと赤字転落になるというのが今回の決算に見られるんじゃないかというふうに思うんですけれども、東電補償がこのように減額されたのには、先ほどの報告のような入館者増と売上増ということが考慮されているんじゃないかという感じを持つんですけれども、この打ち切られ方につきまして第2点に伺います。

第3点は、賃借料として261万9,550円が計上されていますけれども、この内容につきまして伺います。

3点をよろしくお願いします。

- 〇議長(大金市美君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(坂尾一美君) まず、1点目の入館者が多くなって収益が伴わないというのは、確かに前年度から見ますと入館者はふえていますが、それに利益を出すだけの入館数に達していないと。平成21年の決算書を見ますと、そのときを最後に赤字になっております。そのときの入館者数が13万7,000人で、300万からの純利益となっております。26年度の入館者数は前年度よりも多くなっておりますが、売上高もふえていますが、12万2,000人なんです。ですから、全体的な入館者が足らないということで、そのようなことになっております。

2点目の東電の補償がなぜ少なくなったかといいますと、この東電の補償は25年度分として26年度に受け取る分が147万4,589円であります。26年度分も申請をいたしましたが、東電の回答によりますと、那珂川町の、これは栃木県でやっている統計調査なんですが、栃木県入込客・宿泊客推計調査というものがありまして、その調査では震災以前にその数字は回復しているということで、26年分は出ないというような話でありました。

3点目の賃借料ですが、玄関マットとかサウナマット、そのようなものの経費と聞いております。

以上です。

- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- 〇6番(大森富夫君) なかなか純利益を生み出すのには大変なことがうかがえるわけです。

しかし、計画は黒字にしていくという計画でもって26年度も立てたのではなかろかと思うんですね。第1点目の要因として、入館者数や売上高増になっても純利益を生み出すまでにはならない、そこに至らないという答弁ですけれども、そこの要因でもう一つはっきりしないものがあります。入館者と売上高だけでそれを見るというわけにはいかないんじゃないかと見て、企業努力といいますか、こういう第三セクターであっても計画どおりに黒字化する

ことに努めていかなくてはなと思うんですけれども、先ほどの説明をもっと深めていただき たいなと思うんですけれども、もう少しその理由について再度伺います。

それから、東電補償ですけれども、県の統計調査から見て、回復していると見られたということが挙げられましたけれども、急激にこういうふうに減額されるというのは、それほど 入館者数と売上高があったかというと、そういうことじゃないんですから、あくまでもこれ は東電との交渉ということにもなろうかと思うんですけれども、その点では東電との交渉と いうようなことはやられたのかどうか伺います。

それから、3点目の賃借料261万というのは、これはこういう請求だからこれだけ支払いますよというような貸し方の言いなりのようなことになるのかどうかですね、この状況、261万。そういう細かいものじゃないと思ったんですね。どこか土地を借りているとか、何か別なこういう大きい金額を払わなくちゃならないものがあるのかなというふうなことを思ったもんですから、玄関マットとか細かいやつで、こんなに逆にそんな細かいものにこんな多額の金額を出さなくちゃなんないのかなというふうな、またそれは違ったことが疑問にも思うわけですけれども、これの単価というのをついでにお聞きしておきます。

それから、改めて事業計画の点でPRの強化というのが明記されています。ここには道の 駅ばとうというのは入っていないですね。焼失しちゃったから、もうこういう決算書は外さ れたので入っていないのかという、いずれ道の駅はリニューアルするということはわかって いるんですね。こういった一番の観光拠点というか交流拠点になるところがPR強化の中に 明記されないという、こういうことが出ているので、なぜ漏れているのか、この点で伺って おきたいと思います。

2点目は新しいあれですけれども、2点目は売上高につきまして、利用券の3,600万、レストランが3,000万と、こういう売上に……

- ○議長(大金市美君) 大森議員、経営に関しては。この報告に関しての質問でお願いします。
- 〇6番(大森富夫君) 報告だよ。
- ○議長(大金市美君) 経営に関しては、また別にやってください。
- ○6番(大森富夫君) 非常に的が当たってなかったらば後でも構わないですから、一応ちょっと伺っておきますけれども、今の2点目の売り上げについて、これ目標だから聞いているんだが。
- ○議長(大金市美君) 答弁できるものしかしませんので、じゃ。
- **〇6番(大森富夫君)** 利用券が3,650万、レストランが3,000万、これは先ほどの報告にも

関することですけれども、目標は立てるけれども、結局それに追いつけなくて純利益を生み 出すことができなかったという報告にならないように、これではこういう計画の適切性とい うことで、その説明を言っておきたいというふうに思います。

以上です。

- 〇議長(大金市美君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(坂尾一美君) まず1点目の館内での1人当たりの消費額ですが、平成21年の利益を出しているときが1人当たり830円なんです。26年が808円と1人当たりの消費金額が減っているということも赤字になった理由があると思いますので、この辺については食堂でのメニューなどを検討していかなければならないと考えております。

東電の補償につきましては、先ほど言った統計上の数字ではだめですよというようなことでやっていますが、また別な方向で現在交渉をしております。

あと、借用品の単価的なものはちょっと資料を持ちあわせておりませんので、これはご勘 弁願いたいと思います。

それと、道の駅のPR関係につきましては、当然ここには明記されておりませんが、会社のほうも当然それは考えておりますので、その辺でご了解をいただきたいと思います。

それと、すみません。もう一度最後の質問を確認したいんですけれども、売り上げの見通 しということでいいんですか。

[発言する人あり]

- ○商工観光課長(坂尾一美君) 売り上げの見通しとしましては、今回この事業計画書を見ればわかるとおり、1人当たりの館内での消費額というものを900円からに設定しておると思います。その辺で1人当たり、12万5,000人、10円上がるだけでも125万ですから、その辺で黒字化するというようなことでやっていく計画となっております。
- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- **〇6番(大森富夫君)** 東電に対しましてはそういう答弁で、不足分につきましては、後でお 伺いいたします。

事業計画について伺いますけれども、1人当たりに換算してはじき出すわけですね。1人当たり今まで890円と年度によって違いますけれども、890円から880円で、平成27年度は900円まで持っていきたいという話ですね。そういう1人当たりの売上高に換算して、相対的に利益を生み出すということで考えているんでありましょうけれども、ここでこの売上には入湯に関してですけれども、入湯税がかかるわけですね。入湯税につきまして、それはも

う税条例で決まっていて払わなくちゃならない。全体の黒字計画、黒字に転換させていくというのには入館料のことも考えなくちゃならないと思いますけれども、これはゆりがねの温泉のほうとの関連も出てくるんですけれども、今の入館料を維持して、入湯税を引き下げて、消費者に負担がかからないようにして利益を上げていくか。それとも入湯料全体を引き上げて、消費者に負担を少しかけるけれども、経営を黒字転換していくというような、この入湯料と税について、どんな考えか伺っておきたいと思います。

- 〇議長(大金市美君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(坂尾一美君) まほろばおがわは指定管理者になっていますから、入湯料に関しましては、条例規則で定める範囲内で管理者が設定してやるというふうなことになっております。入場料の使用料を下げるか、上げるかですが、現行の入湯料でやっても、平成21年の人数13万7,000人、これをクリアすれば当然利益が出てきますから、現行のままでしばらくは入館者数を上げるというようなことで対応していくことと、館内のサービス、特に飲食物のメニューをいろいろと取りそろえていただきまして、その辺で金額を上げるというようなことで黒字化してみると考えております。
- ○議長(大金市美君) ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 以上で、報告第2号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第4、承認第1号 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する 条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

〇町長(福島泰夫君) ただいま上程されました承認第1号 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年4月6日に公布された国民健康保険法の一部を改正する法律の一部が平成27年

4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成27年4月1日から施行されました。これに伴い、同法の条文を引用する那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告申し上げ、承認を求めるものです。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

- ○6番(大森富夫君) 町長の説明はそういうことなんですけれども、内容がわかりません。
 国庫負担金算定方法の変更について説明を得たいと思います。
- 〇議長(大金市美君) 住民生活課長。
- **○住民生活課長(鈴木真也君**) 議員の質問にお答えいたします。

平成26年度までの暫定措置でありました保険者支援制度が恒久化されたことに伴い、これまで国民健康保険法の附則において規定されていた関係条文が本則の72条の4に規定されましたことから、特定健康診査等に要するの負担について規定されていた72条の4が72条の5に繰り下げられたことによるものでございます。

- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) 課長の答弁では町長のこの説明とは相違はしているとは言わないしにても、内容が町長の言ったのと課長の言ったのでは合致しない感じがするんですね。内容の説明を私は町長の説明から質問しているわけなので、その算定方法の変更ということで町長は言いました。しかし、この条文の変更だけの課長の説明のようなので、この算定方法の変更というのは町民にかかわってくるわけですから、わかりやすく説明を得たいと思います。
- 〇議長(大金市美君) 住民生活課長。
- **○住民生活課長(鈴木真也君)** ただいまのご質問でございますが、算定方法については変更はございません。算定政令の関係で変更があったということで、単なる条文の繰り下げという変更でございます。

以上でございます。

〇議長(大金市美君) 大森富夫君。

- ○6番(大森富夫君) 終わりますけれども、これはそうすると町長は、私これ今書いたんですよ、国庫負担金算定方法の変更と明確に言いましたよ。課長はそうは言わないと言っている。ここに書いたんだけれども、私が書き違っているのか、そんなことないと思うんだけれどもな。国庫負担金算定方法の変更によってこの条文を変えるという報告だったと思うんですけれども、専決処分で税問題ですので、町民に直接かかわりますから、再度明確な答弁をお願いします。
- 〇議長(大金市美君) 町長。
- **〇町長(福島泰夫君)** 私が申し上げましたのは、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の 国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令と申し上げました。
- ○議長(大金市美君) よろしいですか、補足いいかな。

ほかにございませんか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) では、ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第5、承認第2号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専 決処分の承認についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました承認第2号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことにより、一部の規定を除き平成27年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、那珂川町税条例等についても所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告申し上げ、承認を求めるものです。

今回の改正の概要は、番号法、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴う規定の整備、個人町民税のふるさと納税制度の申告特例の新設と住宅ローン制度の適用延長、軽自動車税のグリーン化特例措置の創設と原動機付自転車等の新税率の適用の1年延長、固定資産税の土地に係る負担調整措置等の継続などです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(大金市美君) 税務課長。
- ○税務課長(薄井健一君) 補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年3月31日に可決されました地方税法等の一部を改正する法律の公布及び地方税法施行令等の一部を改正する政令と地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布によりまして、一部の規定を除き原則として平成27年4月1日から施行されることとなりましたので、これに伴いまして、那珂川町税条例等の所要の改正を行うものであります。

それでは、お手元の議案書の最後になります。それに添付してあります参考資料の那珂川 町税条例等の一部を改正する条例の改正概要によりご説明申し上げますので、ごらんをいた だきたいと思います。

参考資料の1ページ、税条例第2条につきましては、番号法の施行による用語の改正であり、同条例第23条は法人町民税の納税義務者等の規定の改正であり、同条第31条は法人町民税の均等割の税率適用区分の資本金等の額にかかる改正に伴う所要の改正であり、いずれも法律に合わせて改正するものです。

税条例第33条は、所得税法上の国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算における譲渡所得については所得税法の計算によらないとする例外の規定をするものです。

税条例第36条には、番号法の施行による法人町民税の申告における法人番号の規定を整備するものです。

税条例第36条の3の3は、法律の改正により個人の町民税、公的年金等受給者の扶養親族申告に係る項ずれを整備するものです。

税条例第48条及び第50条は、いずれも法人税法の改正によるものであり、法人の町民税の申告納付及び法人の町民税の不足法人税額の納付の手続に係る所要の改正を行うものです。

税条例第51条は、町民税の減免の申請期限の拡充及び番号法の施行による個人番号又は法 人番号等の規定を整備するものです。

税条例第57条と第59条は地方税法の改正による条ずれなどに伴う改正をするものです。 次に、2ページをごらんください。

税条例第63条の2、第63条の3、第74条、第74条の2、附則第10条の3、附則第22条は、番号法の施行による個人番号又は法人番号等の規定を整備するものです。

続きまして、税条例第71条につきましては固定資産税について、税条例第89条は軽自動 車税について、それぞれ番号法の施行による個人番号又は法人番号等の規定を整備するもの です。

税条例第90条は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の規定の整備及び番号法の施行による個人番号又は法人番号等の規定を整備するものです。

税条例第139条の3は、特別土地保有税の減免の申請期限の拡充及び番号法の施行による個人番号又は法人番号等の規定を整備するものです。

税条例第147条は、入湯税の特別徴収義務者の経営申告につきまして、番号法の施行による個人番号又は法人番号等の規定を整備するものです。

続きまして、附則第4条についてでありますが、法律改正に合わせまして納期限の延長の 特例について条ずれを整備するものです。

附則第7条の3の2は、法律改正に合わせて個人住民税における住宅ローン制度、税法上は住宅借入金等特別税額控除についてでありますが、その適用期限を平成41年度まで2年間延長するものです。

附則第9条、附則第9条の2は、法律改正に合わせてふるさと納税制度の申告特例の規定

を新設するものであり、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合に確定 申告をせずに寄附金控除が受けられる規定を設けるものです。

続きまして、附則第11条、それから今参考資料の3ページ目に入りまして、附則第12条、 附則第13条、附則第15条は、いずれも法律改正に合わせた改正であり、固定資産税等の課 税標準の特例措置及び負担調整措置などの特例規定の適用年度を平成27年度から平成29年 度までに改正するもので、附則第11条は土地に対して課する固定資産税の特例について、附 則第12条は宅地等に対して課する固定資産税の特例について、附則第13条は農地に対して 課する固定資産税の特例について、附則第15条は特別土地保有税の課税の特例について改正 するものです。

なお、附則第11条の2については、土地の価格の特例について、平成28年度又は平成29 年度の適用に改めるものです。

附則第16条は、軽自動車税につきまして平成27年4月1日から平成28年3月31日までに 初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃料性能に応じ グリーン化特例として軽自動車税の税率を規定するものです。

附則第16条の2は、旧3級品の紙たばこの特例税率廃止により税条例の規定を削除するものです。

平成26改正附則第1条、平成26改正附則第4条につきましては、法律の改正に合わせた 改正であり、平成27年度以後の年度分の軽自動車税に適用することとされていた原動機付自 転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期を1年間延長するものです。

平成26改正附則第6条は、附則第16条において新設された軽自動車税のグリーン化特例 の規定について、条例上の規定の整備をするものです。

施行日につきましては、一部を除き原則として平成27年4月1日でありますが、参考資料の改正概要の表の左側の那珂川町税条例の各欄に記載してあるとおりです。

また、最後のページの4ページに主な改正概要として個人住民税ほか5項目を再掲しました。特に身近な項目として、1、個人住民税の中で改正後という言葉があるかと思うんですけれども、ふるさと納税制度の申告制度の新設ということで、改正後、給与所得者等について申告特例申請書の提出により確定申告が不要になったこと、また住民税の寄附金控除額の上限が2倍になったこと、それから3の軽自動車税については、税率の変更により今年度から小型特殊自動車、耕運機、トラクター等ですか、そういったものが1,600円から2,400円となり、平成28年度以降、原動機付自転車、それから軽自動車等の税率が変更となるもので

ございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番(大森富夫君) この税条例の改正が膨大なものになりまして、全部のみ込むのはちょっと困難な状況なんですけれども、その中でも私増税のことで伺います。

軽自動車税の改正によりまして、どれほどの収入増になるのかですね、これが1点目です。 2点目は、ふるさと納税でありますけれども、住民税の寄附は全額控除の上限が2倍になるということでありますけれども、ふるさと納税はこのところで随分人気が出てきまして、かなり好きな自治体に寄附をすれば随分恩恵があるということでふえているようでありますけれども、当町におきましては今度の改正によりまして、その取り組みいかんにもよりますけれども、この見通しは改正後をどんなふうに見ているのか、ふるさと納税につきまして改正に伴って、わかりやすく説明を得たいというふうに思います。

それから、3点目は説明の中でたびたび出てきます番号法ですね。番号法がかなりの税条例の中でかかわってきますね。この番号法執行によって自分たちの関係するものは、いわば上から番号をつけられるという感じにもなるんですけれども、この番号法の執行に伴う影響等、こんなふうに出てくるわけですけれども、大分説明がありましたとおり、かなり影響を受けます。これにつきましての見解を伺っておきたいと思います。

- 〇議長(大金市美君) 税務課長。
- ○税務課長(薄井健一君) まず、第1点目の軽自動車税の変更によって、先ほど今年度から 小型特殊自動車が1,600円から2,400円に上がっております。これにつきましては、おおよ そ100万、100と1万6,000円ほど、今回の改正によりまして増額というふうに影響額として 今のところ見ておるところでございます。

それから、ふるさと納税についてなんですけれども、これは住民税、所得税の1割を上限として所得税、住民税から今まで1割を超えるものだったんですけれども、それが2割になるというようなことで、ただ個々人によって、当然寄附金控除を受ける方の収入によって中身が変わってくるもんですから、その辺どのように影響が出るかということは、寄附した方のいろいろな所得の状況、それから控除の状況によって変わってくると思いますので、一概

には言えないかなと思ってはおります。

それから、番号法の関係でございますが、今回の税条例の中で番号法の改正、特に番号法の内容というのは、個人番号、それから法人番号、これについて新たに税条例の中に入ってくるというような形でございます。ですから、今の法人番号、個人番号というのが明記されるというようなことで、その辺でのちょっと改正がかなり多くの町条例の中に、税条例の中に関係してくるもんですから、それが入ってくるというようなことでございます。

以上です。

- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) 先ほど、増税につきましては、軽自動車税のことだけちょっと見てしまったんですけれども、町たばこ税もそうなんですね。たばこ税も1,000本につき2,495円から、1,000本につき5,262円になるわけですね。町の収入にとって、たばこ税も言ってみればかなり収入があるわけですね。たばこのみの人はかなり町にもそういう点では貢献しているということにもなるんですけれども、そういう嗜好者が今度は負担を重く受けるわけですね。それはところによってはうんと税金を高くして、喫煙者を少なくするような、そういう主張をする方もおります。環境的にはたばこは喫煙者以外の人には大変迷惑がられておりますけれども、増税について実際この5,262円にしますと、今の税条例のもとで喫煙している方々が負担しているところからこういうふうにすると、どれほどの収入増になるのかというのは、先ほど軽自動車税とあわせて聞こうと思ったんですけれども漏れましたので、そこをまず伺っておきます。

それから、番号法ということで、これは私はマイナンバー制度のこと、番号法と出されると、なじみの言葉、ちょっとその辺がはっきりしないので、こういうふうに税条例に関係することでは先ほどの一般質問の中でもセキュリティーの問題が出されましたけれども、上から全ての人あるいは全ての事業者に番号が振られると、税は漏れなく、個人であれ企業であれ漏れなくしてきた、皆そういう番号がつけられると思うんです。段取りがあるかと思うんですけれども、いきなり完全にそういうことができるかどうかというのは、これはちょっと疑問に思うんですけれども、そういう段取り等について、この税条例が適用されるそれぞれのことでどういうふうなことになっているのか伺っておきます。

- 〇議長(大金市美君) 税務課長。
- ○税務課長(薄井健一君) たばこ税の関係なんですけれども、こちらに書いてあるとおり、 旧3級品の紙たばこということで、こちら、わかば、エコー、しんせいということで書いて

ございます。段階的に一般の紙たばこの税額は引き上げていくというようなことなもんですから、実際に町たばこ税がどのぐらいふえるのかというようなことなんですけれども、当然今言った旧3級品のものを吸っていらっしゃる方がどのぐらいいるのか、ちょっとその辺も把握はできませんので。ただ、平成30年度までの経過措置ということで段階的に引き上げていくということで、実際たばこ税がどう影響するかというのはちょっと今お答えをすることができません。

それから、番号法の関係ですか。これについては、先ほど申し上げたように、個人番号と それから法人番号と、税条例の中で新たに定めていくということなもんですから、その税条 例の中でそのほかにどんな影響があるのかというようなご質問だと思うんですけれども、こ れは番号法導入の趣旨等、これ当然税条例、税の集約の中でもかなり重要な位置づけになっ てきますので、その辺は今粛々と事務を進めている状況でございまして、改めてそれが入っ たことによって税条例の中でどのように変わっていくのかということで、これはかなり効率 的に仕事を能率的にやれるというような面もありますので、今お答えできるのはそんなとこ ろかなと思っております。

以上です。

- ○議長(大金市美君) 大森議員、よろしいですか。 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) 私はいつも税条例の改正をすると、法の改正の施行に伴って町にもう期限的余裕がないとかを理由にして専決処分というふうになることについて、そのまま容認するというふうにはいかないというふうに私これまでも主張してきたんですけれども、今回もその内容等についてはかなり住民に負担がかかるという点から見ましても、期限がそんなに余裕がないというのか、それとも議会にかけるゆとりがない、そういうような理由にして専決処分ということですけれども、私はそういう内容から、あるいはその理由からしても、この専決処分についてはそのまま容認するわけにはいかないということを申し上げまして質疑を終わります。
- O議長(大金市美君) ほかに質疑はございませんか。 益子輝夫君。
- ○5番(益子輝夫君) 今のあれとちょっと多く重複しちゃうんですが、やっぱり番号制というのはマイナンバー制度の問題だと思うんですが、まだ国会でも決まっていない、今審議中という状態の中で専決処分という形で出てきたんだと思うんですが、一般質問で聞いたら

2,600万からかかるということですが、それは結局機械代だと思うんですが、人件費とかそういうのを入れると、どのくらいの額になるんでしょうか。かなりのこれだけのあれをやっぱり変えていくというのには書類等、そういうのがかかると思います。手間の問題、カードがかかると思いますので、できましたらその辺を教えていただきたい。

- 〇議長(大金市美君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(佐藤美彦君)** 財源、具体的な経費につきましては、一般質問でお答えした とおりでございます。人件費等は当然現在の職員が職務の勤務中に行いますので、そういっ た中でその事業を進めていくということになろうかと思います。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。

以上です。

○5番(益子輝夫君) わかりました。

ただ、仕事がふえるということでは、今の職員でやるということでは、新たに職員を雇う とか、そういうことは考えていないみたいなので、非常に職員の皆さんには負担になると思 います。

そういう点で、もう一つは先ほどから言われている町民に対しての要するにマイナンバー制、12桁の数字をつけるということですよね、赤ちゃんからお年寄りまで。その理解度がほとんど進んでいないという状況で、どうこれを理解してもらうのか。その辺も伺いたいというふうに思います。

- ○議長(大金市美君) この議案から若干ずれていると思うんですが。
- ○5番(益子輝夫君) はい、わかりました。
- 〇議長(大金市美君) 益子輝夫君。
- ○5番(益子輝夫君) その辺の問題がかなり深刻なんですよ。一般質問でもやりましたけれども、どんなものかわからない町民が圧倒的なんですね、事業者も含めて。事業者も当然やらなきゃならないから、その辺で町民の理解を得られるような方法でちゃんと説明すべきじゃないかな、国会で問題になっていて、まだ成立もしていないんですから。

それと同時に、このマイナンバーのカードが支給されるわけですけれども、それを拒否することもできるということを私は聞いておりますが、その辺も確認しておきたいと思います。

○議長(大金市美君) 益子輝夫議員に申し上げます。討論もありますので、それは討論のところで。

益子輝夫君。

- ○5番(益子輝夫君) じゃ、討論でやります。
- O議長(大金市美君) ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に法案に対する反対討論を許します。

大森富夫君。

○6番(大森富夫君) 質疑の中でも申し上げましたけれども、質疑をやりながらこのまま専 決処分を容認するというわけにはいかないということですね。

1つは、議会のほうに事前に4月1日から施行ということならば、今回の6月議会に専決処分で出してくるという、こういうことになっていますから、事前にこういった膨大な町税改正につきましては、説明があってしかるべきではなかったかと。懇談会等でも、この間4月から6月、議員のほうでも懇談会も設けておりますし、この説明があってもよかったんではないかということが、このまま専決処分賛成というわけにはいかないという1つの理由ですね。それから、それは期限の問題ですけれども、あとその内容等ですね。3つ専決の理由を上げるとあるわけですけれども、その内容等についても私は承認できないということですね。

それから、2つ目は軽自動車税、たばこ税、こういったことでは実質的に町民負担にかかると。明確な金額等はわかりませんけれども、増税になるわけですね。軽自動車税は100万円、数字が出されましたけれども、たばこ税については3級品についてはちょっと把握できないということで金額は出されませんけれども、いずれにしても町民負担増ということになります。

それから、マイナンバー制度、番号法に基づく、これを既定の事実として何の批判もなく 導入していく、そういう税条例になるわけですね。そういうことが私の専決処分のこれを容 認することにはならない3点がございますので、それを明確に述べておきまして反対討論と いたします。

O議長(大金市美君) 続いて、法案に対する賛成討論を許します。

益子明美さん。

○8番(益子明美君) 今回の条例改正は、地方税法、地方税法施行令の改正に伴う条例の一部改正であり、先ほど大森議員が言いました軽自動車税、町たばこ税の若干の増税はありま

すが、個人住民税の減免申請期限の拡充や住宅ローン制度の期限適用の延長、そして固定資産税の土地に対する負担調整にかかわる特例措置の延長など、住民のためになる税法上の改正もあわせてあります。いたし方ないないものとして賛成といたします。

- ○議長(大金市美君) 続きまして、法案に反対の討論を許します。
 益子輝夫君。
- ○5番(益子輝夫君) 私は先ほど言ったんですが、人間にナンバーをつけて数字12桁をつけてあれするということに、どうしても納得できないということがありますので言っておきます。

それと同時に、要するに軽自動車税にしてもたばこ税にしても、一般庶民にかかってくる ことは事実ですから、そういう点では富裕層には優遇税制をやられて、一般庶民には増税を かけるというふうな状況の中で、どうしてもこの問題は私は反対せざるを得ないというふう に思います。

以上の2点から反対をしたいというふうに思います。

○議長(大金市美君) ほかに討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) それでは、討論はないようですので、討論を終わります。

それでは、採決を行います。

承認第2号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、異議がありますので起立により採決を行います。

承認第2号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(大金市美君) 起立多数と認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長(大金市美君) 再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております石川周一氏は、本年9月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦いたしたいと考えております。

石川氏につきましては、平成24年10月1日から人権擁護委員として熱心にその任務を果たされております。また、地域におきましても、人望も厚く、人格、識見ともに申し分のない方でございます。人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められておりますことからご提案申し上げ、議会のご意見をいただきました上は法務省にご推薦申し上げたいと存じます。

なお、参考までに、現在当町の人権擁護委員は、大金典夫氏、薄井秀雄氏、堀江喜代美氏、 長山宣弘氏、渡邉惠子氏、藤田悦子氏と今回お願いいたします石川周一氏の7名であります。 ご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大金市美君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第7、議案第2号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第2号 那珂川町税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、固定資産税等の課税標準の特例として、地方決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の特例項目が追加されたことに伴い、那珂川町税条例においてもその特例項目を規定するための所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(大金市美君) 税務課長。
- ○税務課長(薄井健一君) 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、固定資産税の課税標準の 特例として、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の特例項目が追加され、これ に係る特例割合が条例で定めることとされているために、所要の改正を行うものです。

お配りいたしました議案書に添付してあります参考資料をごらんいただきたいと思います。 附則第10条の2第6項でありますが、わがまち特例として都市再生特別措置法に規定する 認定事業者が平成29年3月31日までに新たに取得した公共的な施設としての緑化施設や公 園などが対象であります。取得年度から5カ年分の固定資産税の課税標準額を軽減するもの であり、その特例割合は2分の1と特定都市再生緊急整備地域においては10分の7と規定す るものです。

次に、附則第10条の2の第7項でありますが、第6項と同様に、わがまち特例として平成30年3月31日までに津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定を締結した協定避難施設である津波避難シェルター、ビルなどが対象であり、協定締結年度から5カ年度分の固定資産税の課税標準額を軽減するもので、その特例割合は2分の1と規定するものです。附則第10条の2第8項でありますが、現行の第7項は建物が対象でありましたが、第8項については津波避難施設の誘導灯や自動開錠施設などの設備が対象であり、特例条件につい

次に、附則第10条の2第9項、附則第10条の2第10項及び附則第10条の2第11項については、法律の項ずれに伴う改正をするものです。

附則第10条の2第12項については、わがまち特例として高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、平成29年3月31日までに特定市街化区域の農地に新築されたサービス付き高齢者向け借家住宅が対象であり、取得年度から5カ年度分の固定資産税の課税標準額を軽減するものであり、その特例割合は3分の2と規定するものです。

今回の改正に該当すると思われる事案は当町においては現在ありませんが、地方税法等の 改正によるものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

〇議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ては第7項と同じであります。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番(大森富夫君) 課長の説明は一部実態が合わないので、ちょっと私指摘しておきたいんですけれども、最後の附則第10条の2の第12項のことを含めまして該当するものがないということだったんですけれども、今言ったこの条項ですね、該当するのがあると思うんで

すね。いわゆるサービス付き高齢者向け、課長はこの文章には賃家と書いてあるんですけれども、貸し家と言って、借り屋じゃなくて、ここはその文字が違うんだと私は思うんですけれども、借家といったよね、課長はね。これに賃家と書いてあるでしょう、賃家と書いてある。これはまず文字上の指摘なんですけれども、内容的に私視察に行ったことがあるんですよ、町の中のこの対象住宅に。下野新聞でも、那珂川町にはサ高住宅というのはあるというふうに報道されているんですね。烏山にはないのかな、那珂川町には、要するにあるということになっています。だから、対象住宅はないという課長の説明は実態がないんです。実態と違うので、それを指摘しておきたい。これは条例そのものはいいことなので、これは別に反対することはないんですけれども、そういうことです。

- 〇議長(大金市美君) 答弁、じゃ税務課長。
- ○税務課長(薄井健一君) 今の参考資料のほうの改正概要のほうの一番下のほうに、今、議員さんが言われましたサービス付きの高齢者住宅の関係が載っています。これにつきましては、今先ほど説明しましたように、特定市街化区域農地という指定がございます。これはきっと那珂川町においては該当がないのかということで、該当がありませんということで私はお話をしました。

以上です。

- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) 質疑というわけじゃないんですけれども、要するにサ高住宅はあるというなんですよね。ただ、この条例については課長の説明のとおり、その項には該当しないので、ないということだと整理しました。

終わりです。

O議長(大金市美君) ほかにございませんか。質疑はございませんか。 〔発言する人なし〕

○議長(大金市美君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ござ

いませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第8、議案第3号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

〇町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第3号 平成27年度一般会計補正予算の 議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、消費税が増税されたことに伴い、低所得者や子育て世帯に対して臨時的な措置としての交付金事業のほか、県補助事業費の追加認定になったものなどを計上するものであります。その補正額は7,200万円となり、補正後の予算の総額は96億6,200万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第一は民生費で、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため実施される臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業に3,864 万4,000円を計上しました。

第二は農林水産業費で、農業基盤整備促進事業費の県補助事業費が追加認定になったもので、1,750万円を計上しました。

第三は総務費で、ふるさと納税における寄附金の増額に伴い、お返しの品に要する経費など1,020万円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰越金、町債を充てることといたしました。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(大金市美君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(佐藤美彦君)** 補足説明申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表地方債補正でありますが、1、変更として農道整備事業の増額により、限度額1,200万円に400万円を増額し、1,600万円とするものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

8ページをごらんください。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫支出金の補正額は3,749万円の増で、社会福祉費補助金は臨時福祉給付金事業に係るもの、児童福祉補助金は子育て世帯臨時特例給付金事業に係るものであります。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は1,222万5,000円の増で、農業 基盤整備促進事業費が追加認定になったものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,828万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款町債、1項3目農林水産業債の補正額は400万円の増で、農業基盤整備促進事業費の 追加認定に係る農道整備事業債であります。

9ページ、歳出に入ります。

2 款総務費、1項1目一般管理費の補正額は100万円の増で、合併10周年記念事業に係る 事業費補助金であります。

2項2目まちづくり費の補正額は1,051万7,000円の増で、まちづくり諸費はふるさと納税の増に伴うお返しの品、パンフレット印刷、クレジット決済手数料などに係るものであります。

3項1目税務総務費の補正額は122万9,000円の増で、税務総務諸費は産休及び育児休業を取得する職員の代替として臨時職員に係るものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は3,199万3,000円の増で、臨時福祉給付金事業費は消費税が8%に増税されたことによる住民税均等割非課税者に対する給付金及び事業に要する事務経費、福祉諸費は産休を取得する職員の代替として臨時職員に係るものであります。

10ページに続きます。

3目老人福祉費の補正額は144万3,000円で、老人福祉諸費は産休及び育児休業を取得す

る職員の代替として臨時職員に係るものであります。

2項2目児童措置費の補正額は688万9,000円の増で、こちらも消費税が8%に増税されたことによる子育で世帯の支援事業として児童手当支給対象者に対する給付金及び事業に要する事務経費に係るものであります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は142万9,000円の増で、衛生総務諸費は産休及び育児休業を取得する職員の代替として臨時職員に係るものであります。

11ページに続きます。

5 款農林水産業費、1項5目農地費の補正額は1,750万円の増で、農業基盤整備促進事業費の追加認定により小砂地区の農道整備に係るものであります。

12ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番(大森富夫君) 8ページの臨時福祉給付金事業と子育て世帯臨時特例給付金につきまして、これは前年度も取り組まれたわけですけれども、8%に消費税が増税されたということでの手当てといいますか、年所得が少ない方々等にこういった形で支給されることで、引き続いて今年度もということなんですけれども、その支給額が臨時福祉給付金事業につきましては、1万円から6,000円に減額ですよね。子育て世帯の臨時特例給付金が1万円から3,000円というふうに減額されてきているわけですね。そこで、改めて対象世帯と人数、そして見込み額、これを示していただきたいというふうに思います。

それと、これは平成26年度とまるっきり同等とはならないんでしょうけれども、昨年実績ですね、減額される今年度は先ほど言ったようなことですけれども、同じように実績としてはまだ示されず、決算では明確に示されるんだろうと思うんですけれども、概算でこの人数と、取り組まれた人数と金額について伺っておきたいというふうに思います。

それから、臨時福祉給付金事業のページ9と10にかかわるところなんですけれども、歳入 で306万1,000円、歳出では317万5,500円、失礼、桁が違う。1桁上がるんですけれども、 3,175万5,000円、3,061万円、1桁上がるということになっています。そうすると、歳入歳 出同額では子育て世帯の臨時特例給付金事業ではそういうふうになっています、狂いがないですね。歳入歳出そっくり出ている。では、臨時福祉給付金事業については違うんですね。これはこの差額が115万4,000円あります。これはこのままを見れば、何らかの国からの手当がなければ町の持ち出しになりますけれども、国の事業として取り組まれてきているのに町の持ち出しになるのか。それともこの数字につきましては、どういうふうになっているのか、この相違点について説明を得たいというふうに思います。

それから、これらの事務処理について、どちらもこの2つの事業があるわけですけれども、 当然事務処理が出てきますね。先ほどの前の1、2の質問のようにまとめられているものと、 これからのものと取り組みがありますけれども、いずれにしても事務処理があります。通常 の勤務時間内にこれらを進めるのか、それとも超過勤務等をして進めるのか、あるいは臨時 職員を雇ってこれを進めるのかどうか。また、昨年度はやられているわけですから、実際ど ういうふうな内容で取り組まれたのかという点で4点目に伺っておきたいというふうに思い ます。

〇議長(大金市美君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(小川一好君) まず、今年度の主だった概算の対象人数及び金額でありますが、臨時福祉給付金につきましては4,000人を見込んでおりまして、6,000円でありますので2,400万という数字であります。子育て世帯に関しましては2,000人で、3,000円で600万という数字を見込んでございます。

なお、昨年ですと併給、いわゆる両方一緒にはもらえないという部分でありましたが、今年度は一緒にもらえますので、その部分につきましては約200人程度になろうかというふうに予測しております。

それから、昨年度の概算の実績でありますが、臨時福祉給付金に関しましては3,270人、加算がそのうち2,020人ということで、4,280万円程度の支出になってございます。同じく子育てにつきましては1,568人で、1,568万円という支出の概算見込みでございます。

それから、3点目の差額でございますが、これは予算書の10ページですね。23節に償還金、利子及び割引料という形で、その差額分115万4,000円が計上してございますが、これは26年度の概算交付金に対する精算分の超過分に対する返納金であります。これにつきましては、決算の段階で差し引きが明確に示される形になります。

それから、実際の事務処理でございますが、平成26年度につきましては、臨時職員を雇用 しながら、なおかつ職員の時間外等で対応したということでございます。今回につきまして

- も、臨時職員、それから時間外等で対応していきたいというふうに考えてございます。 以上です。
- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) 課長の最後の答弁がぺらぺらとしてちょっとよくわからないんですけれども、要するに臨時職員を雇って事務処理を続けていくのと今在職している職員とで対応していくというようなことで受けとめていいのかどうか。私はここがちょっと、要するに通常の勤務内でこの仕事をすれば、それは町の経費として普通に給料として支払われたもので国の仕事をやっちゃうわけですね。そうすると、これは交付税算入か何かで手当てしなければ、その時間内で働いた給与というのは町の持ち出しになるわけですね。だから私聞いているわけですよ。臨時職員か正規の職員かがやるので、大きく財政支出が違ってきちゃうわけですね。ここをもう一度ごちゃごちゃ言わないで、ちょっとお願いします。
- 〇議長(大金市美君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小川一好君) すみません。大変早口で申しわけございませんでした。 そのために、9ページをごらんいただくと職員手当の部分がありますが、これにつきましては、職員の時間外等を含んだ部分として計上しているものでございます。及び賃金等につきましても、臨時職員の雇用分という形の中で考えているものでございます。 以上です。
- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) そういうことですよね。要するに、臨時職員を雇うにしても、正規の職員が時間外でもってこの仕事を事務処理していくについても、財政支出が必要なんですね。これは国から出るのか、出れば交付税算入されるのかどうかですね。この3点はきちんとしておかなくちゃならないと思いますけれども、そこを伺っておきます。
- 〇議長(大金市美君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小川一好君) その辺の部分につきましても、歳入で見込んでおりますので、 10分の10で来る形で入りのほうも見込んでございます。 以上です。
- ○議長(大金市美君) ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第9、議案第4号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の議決 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長(福島泰夫君) ただいま上程されました議案第4号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の那珂川町総合振興計画は、平成17年10月に旧馬頭町と旧小川町が合併し、那珂川町が誕生してから最初の総合振興計画で、平成18年度から27年度までの10カ年の基本構想に基づくものです。

本日提案しますのは、平成28年度から37年度までを計画期間とする第2次那珂川町総合振興計画における基本構想で、今後10年のまちづくりの将来像を掲げ、それを実現するための基本的な方向性、施策の大綱を示したものです。現在の総合振興計画におきましては、人口減少、少子・高齢化、財政難という現実を見据えた選択と集中を基本としたまちづくりの方針や方策をうたっているところですが、今般の町の現状を踏まえますと、人口減少、少子・高齢化、財政難という難題は、町の将来を見据え危機感を持って方策を講じなければならない状況です。ご存じのように、国においては昨年まち・ひと・しごと創生法を制定し、

国を挙げて地方創生を精力的に推進しているところであり、第2次那珂川町総合振興計画基本構想では、こうした背景を真摯に受けとめ町の創生を図ることはもとより、町に存在する多くの地域資源の潜在能力をフルに発揮することで、飛躍、発展のできるまちづくり、ともに協力して地域課題の解決に取り組み、協働により町民一人一人が元気に暮らせるまちづくりを目指すものです。本基本構想の作成に当たりましては、パブリックコメントによる意見の聴取及びまちづくり審議会においても審議、答申をいただいたところです。

基本構想の策定に当たっては、地方自治法第96条第2項及び那珂川町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を要するものであることから、その内容を説明申し上げ提案するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(大金市美君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 補足説明を申し上げます。

第2次那珂川町総合振興計画基本構想をごらんください。

初めに、基本構想の構成について説明をいたします。

1枚目をお開きいただき、目次をごらんください。

構成につきましては、1番目に序論、2番目に那珂川町の現状、3番目に新たなスタートに当たって、4番目に那珂川町の将来の姿、5番目に施策の大綱とすることとしております。 参考資料として住民意識アンケート調査結果、町政懇談会意見要約、第2次那珂川町総合振興計画策定基本方針、まちづくり審議会の内容を添付することとしております。

それでは、中身の説明に移ります。

1ページをごらんください。

序論について説明をいたします。

計画の変遷については、総合計画の移り変わりをうたうこととしております。

2、計画策定の趣旨については、本計画は総合的なまちづくりの指針とするもので、今までの国から与えられる地方自治ではなく、みずからが努力し創造する地方自治へと転換を図っていく必要性があることとしております。

2ページに移ります。

3、計画の性格と役割については、本計画は町政の基本指針であること、町民や企業、各種団体など、全てのまちづくり担い手の共通の目標であることとしております。

4、計画の構成と期間については、基本構想を10カ年、基本計画を前期5カ年、後期5カ年、実施計画を2カ年としております。

次に、Ⅱ 那珂川町の現状について説明いたします。

- 1、位置・地勢についてはごらんのとおりとなり、3ページに移りますが、面積については、総耕地面積は2,910~クタールで、町総面積の15.1%を占め、林野面積は1万2,412~クタールで、町総面積の64.4%を占めることとしております。
- 2、歴史とあゆみについてはごらんの内容となり、平成17年の那珂川町誕生までの主なものをうたうこととしております。
- 3、気候についてはごらんの内容となり、年間平均気温は13℃前後、年間降水量は約 1,500ミリとすることとしております。

4ページの上段には、気温と降水量のグラフを表示しております。

4、人口の推移についてはごらんの内容となり、昭和22年には3 万1,729人だった人口が昭和45年には2 万4,138人に、平成22年には1 万8,446人に減少となっております。また、平成22年の人口構成については、ゼロ歳から14歳が10.9%、15歳から64歳が59.9%、65歳以上が29.2%となっており、少子・高齢化が進行していることとしております。

5ページの上段から中段にかけては、人口とその構成比の推移のグラフを表示しております。

- 5、土地利用についてはごらんの内容となり、主な地目ごとの面積割合、位置指定を示す こととしております。
 - 6ページの上段には、地目別面積のグラフを表示しております。
- 6、交通基盤についてはごらんの内容となり、道路については未整備の箇所が多く存在することとし、また、新那珂橋解体に伴う新たな橋梁の整備が必要とすることとしております。
- 7、産業については7ページに移りますが、ごらんの内容となり、本町においては県全体と比較して第1次、第2次産業の従事者比率が高い状況とすることとし、従事者の高齢化が進行していることとしております。

ページ中段には、平成22年度における産業別就業人口構成比のグラフを表示しております。

(1)農林業についてはごらんの内容となり、経営規模が零細であり、従業者も高齢化と 後継者不足が深刻な状況であることとしております。

8ページの中段には、専・兼業別農家数の推移のグラフを表示しております。

(2) 水産業についてはごらんの内容となり、那珂川等を初めとした清流の水量と魚種の

豊富さと、近年における新たな特産品の創出があることとしております。また、県立馬頭高 等学校水産課の存在をうたうこととしております。

- (3) 工業等についてはごらんの内容となり、9ページに移りますが、企業誘致により操業を開始した実績を踏まえ、今後も企業誘致に取り組む必要があることとしております。
- (4) 商業についてはごらんの内容となり、地元購買率の著しい落ち込みがあることとしております。

9ページの下段には、地元購買率の推移のグラフを表示しております。

10ページに移ります。

(5) 観光業についてはごらんの内容となり、豊富な観光資源が存在することとしております。

次に、Ⅲ 新たなスタートにあたってについて説明をいたします。

ここでは、これからのまちづくりに際し考慮すべきものをうたうこととしております。

- 1、我が国における時代の潮流については6つの項目をうたうこととしています。
- (1) 人口減少と高齢社会の進行。

11ページに移ります。

- (2)経済を取り巻く社会環境の変化、(3)将来への不安と地域コミュニティの低下、
- (4) 環境・エネルギー問題。

12ページに移ります。

- (5) 災害に対する危機管理、(6) 地域の自主性・自立性の向上とすることとしています。
 - 2、まちづくりにおける町の主要課題については、9項目をうたうこととしております。 13ページに移ります。
- (1) 土地利用については、主要幹線道路の新設開通及び都市計画道路の見直しによる今後の交通の流れに応じた土地利用や都市計画の必要性があることとしております。
- (2)都市基盤・生活基盤の整備については、主要幹線道路の整備、解体された新那珂橋 にかわる橋梁の整備、若者の定住を図る住環境の整備、空き家対策、これまでに整備した社 会資本の今後における計画的な維持修繕の必要性があることとしております。
- (3)保険・医療・福祉の充実については、時代の流れに対応した安心して生活できるシステムの構築、子育て世帯が安心して子育てができる環境整備の必要性があることとしております。

- (4) 学校教育の充実については、少子化に伴う教育施設の統合再編、地域の特性を生か した学校教育の必要性があることとしております。
- (5) 生涯学習の充実については、少子・高齢化やコミュニティの希薄化、多様化するニーズに対応した事業展開や人づくりの必要性があることとしております。

14ページに移ります。

- (6) 産業の振興については、担い手の減少、観光資源の注目度の薄れを克服するため、 ネットワーク化と連携の必要性があることとしております。
- (7) 自然環境・生活環境の保全については、森林や耕作地を放置させないこと、町民一人の意識の高揚、環境に優しい社会の構築の必要性があることとしております。
- (8) 行財政の健全化の推進については、社会保障関係費の増加や税収の減少など、今後の財政状況の懸念に備え、引き続き行財政の健全化に向け取り組む必要性があることとしております。
- (9)協働の推進については、町を構成する一人一人の意識の改革の必要性があることとしております。
 - 3、期待が持てる那珂川の資源については、6項目をうたうこととしております。
- (1)豊かな自然環境については、15ページに移りますが、本町に存在するふるさとの原 風景は、人々に潤いや癒し、活力を与え、心の豊かさを成就できる貴重な資源であり、交流 人口の増加や移住の期待があることとしております。
- (2)豊富な観光資源については、本町の豊かな自然の中に点在する多様な観光資源に回遊性を持たせることにより、交流人口の増加につながるリピーターの確保が期待されることとしております。
- (3) 多様な産業と物産については、温泉トラフグなど、地元の資源を多面的に活用した 産業、産物が存在し、今後もさらなる取り組みにより、新たな産業の創出や遊休農地の担い 手確保などが期待されることとしております。
- (4) 循環型社会構築の基盤については、関東最大級の太陽光発電施設や木質バイオマス 発電施設などの整備により、町の循環型社会への貢献度が高まっており、さらには排熱を利 用した新たな産業の試験的な取り組みも出てきており、これらの発展による町独自の循環型 社会の構築の可能性があることとしております。
- (5) 情報通信基盤については、既存のケーブルテレビの幅広い活用により、利便性のある町独自のネットワーク社会構築の可能性があること。

16ページに移ります。

(6) 元気のある町民については、町内には町を元気にしたいと頑張っていらっしゃる方が数多く存在し、その方々の力がまちづくりの原動力につながる期待があることとしております。

以上、6つの期待を総括し、自然と共存共栄できる地域として大きく発展する可能性があることとしております。

次に、IV 那珂川町の将来の姿について説明をいたします。

ここでは、先ほどのⅢ新たなスタートに当たってにうたわれた内容を踏まえ、将来の町の姿をうたうこととしております。

1、まちづくりの方向性については、7つの方向性をうたうこととしております。

働ける環境があるまちについては、就労の場の確保を図るため、企業誘致の継続、交流人口を活用した1次、2次、3次産業の結びつきによる産業の創出を目指すこととしております。

安心で充実した生活ができるまちについては、少子・高齢化に対応した町独自の総合的な 福祉政策を展開すること、お年寄りが活躍できる環境整備を目指すこととしております。

17ページに移ります。

子供が笑顔で成長できるまちについては、子供たちが社会の一員として自立していくために、家庭・学校・職場・地域が連携した保育・教育環境の整備を目指すこととしております。 若者が安心して住めるまちについては、町の担い手として若者の存在は必要不可欠であり、 若者が安心して定住できる住環境の整備を目指すこととしております。

自然の恵みと地域資源を生かしたまちについては、町の豊かな自然と多くの地域資源を最大限に生かし、かつ次代に継承するために、町独自の循環型社会の構築と多くの地域資源のネットワークを構築し、自然と上手に共生できるまちを目指すこととしております。

交流と連携による広域的なまちについては、地域間の交流、連携による広域的な地域づく りを目指すこととしております。

みんなの知恵を生かした元気を生み出すまちについては、18ページに移りますが、時代の変化を受けて多様化する町民ニーズにきめ細かく対応するには従来の行政主導ではなく、町を構成する人々と連携し、互いに知恵を出し合い、ともに協力し、元気になれる協働のまちづくりを目指すこととしております。

2、町の将来像については、先ほどの7つのまちづくりの方向性を統合し、まちづくりの

10年後の目標を「人・もの・自然が融合し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」とすることとしております。将来像の文章の意味については、「人」は町民の知恵、「もの」は町の物産や観光資源などあらゆる資源、「自然」は人々に与える安らぎと恵みを意味し、融合しはそれぞれが溶け合い調和することを意味しております。また、「みんなで手を取り合い」は、協働により着実に進めるまちづくり、「元気を生み出す」は、町の動きが町民の元気につながることを意味しております。

- 3、人口の推移の(1)の人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を採用することとし、平成32年には1 万5,844人に、平成37年には1 万4,610人と減少することとなり、目標年次の平成37年の人口を1 万5,000人と想定することとしております。19ページに移ります。
- (2)年齢別人口の推計については、同じく国立社会保障・人口問題研究所による推計値により、目標年次の平成37年の年少人口を1,100人に、生産年齢人口を7,500人に、老齢人口を6,400人と想定することとしております。

なお、人口の推計による基準年度は、平成22年とすることとしております。

(3)世帯の推計については、トレンド法により目標年次の世帯数を6,300世帯と想定することとします。

なお、基準年次は平成26年とすることとしています。

20ページの上段、中段には、人口、世帯数の推計の表とグラフを表示しております。

(4) 就業人口の推計については、トレンド法により算出し、目標年次の第1次産業人口を700人、第2次産業人口を1,900人、第3次産業人口を4,500人と想定することとしています。

なお、基準年次は平成22年とすることとしています。

21ページの下段には推計の表を示し、22ページ上段には推計の推移をグラフであらわしたものを掲示しております。

4、土地利用については、土地の適正な利用を図ること、目的に応じた計画的な利用、無秩序な開発の抑制等をうたうこととしております。

24ページには、現在の土地利用現況図を提示しております。

25ページに移ります。

5、まちづくりの基本目標については、町の将来像を実現するために5つの基本目標を設 定することとしております。 基本目標1、快適に暮らせるまちをつくるについては、快適に暮らすことができる環境づくりを目指して利便性の向上に努め、住みよさを実感できる生活基盤の整備と維持管理を図ることとし、また自然と調和した地域の活力を生む土地利用を図ることとしております。

基本目標2、元気で明るく暮らせるまちをつくるについては、乳幼児から高齢者まで、誰もが心身ともに健康で、ふるさとの地で支え合いながら充実した生活ができるよう健康、医療、福祉、少子・高齢化対策などの充実を図ることとしております。

基本目標3、人を育むまちをつくるについては、次代を担う人材育成と豊かな人間形成を目指して、地域の特性を生かした一体感のある学校教育や生涯学習などの充実を図ることとしております。

基本目標4、活力をおこすまちをつくるについては、これまで引き継がれてきた豊かな地域資源を守りながら今ある産業をより安定したものにするとともに、新たな連携や結びつきにより産業の裾野を広げ地域資源の価値を高め、働く場の確保・創出を図ることとし、また交流人口をふやし、にぎわいの創出を図ることとしております。

基本目標 5、人と自然が共生するまちをつくるについては、人々に恩恵を与えるすぐれた 自然は、次代に継承すべき共有財産として共存共栄の視野に立って自然環境や生活環境の保 全対策を図ることとし、さらに町独自の地域循環型社会の構築を推進することとしておりま す。

基本目標 6、ともに考え行動するまちをつくるについては、26ページに移りますが、町民・民間・行政の協働体制によるまちづくりを推進するとともに、限られた予算や人員体制の中で効率的で効果の高い行財政運営を遂行することとし、さらに現在進めている定住自立圏での事業を推進し、人口減少の歯どめとそれぞれの地域の特性を生かした町の活性化を図ることとしております。

26ページに移ります。

次に、V 施策の大綱について説明いたします。

ここでは、先ほどの6つの基本目標に基づく基本施策をうたうこととします。

基本目標1、快適に暮らせるまちをつくるの基本施策につきましては、(1)土地利用、

(2)都市基盤の整備として、道路の整備、公共交通網の整備、公園緑地の整備、宅地の整備。

27ページに移ります。

(3) 生活基盤の整備として、住宅の整備、上水道の整備、下水道の整備、消防防災・交

通安全・防犯基盤の整備、情報通信基盤の整備。

28ページに移ります。

社会資本の長寿命化とすることとしております。

基本目標2、元気で明るく暮らせるまちをつくるの基本施策につきましては、(1)医療・保健の充実、(2)高齢者福祉・社会福祉の充実、(3)児童福祉・子育て支援の充実。 29ページに移ります。

(4) 社会保障の充実とすることとしております。

基本目標3、人を育むまちをつくるの基本施策については、(1)学校教育の充実、

- (2) 生涯学習の充実、(3) スポーツ・レクリエーションの振興、(4) 文化の振興。 30ページに移ります。
- (5) 国際交流の推進、(6) 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上とすることとしております。

基本目標 4、活力をおこすまちをつくるの基本施策については、(1)農林水産業の振興、(2)商工業の振興。

31ページに移ります。

(3) 観光の振興とすることとしております。

基本目標 5、人と自然が共生するまちをつくるの基本施策については、(1)自然環境の保全、(2)生活環境の保全、(3)循環型社会の構築。

32ページに移ります。

(4) 環境学習の推進とすることとしております。

基本目標 6、ともに考え行動するまちをつくるの基本施策につきましては、(1)行財政の健全化、(2)住民参加・協働の推進、(3)広域連携の推進とすることとしております。33ページ、34ページは施策の体系を表記しております。37ページからは参考資料となります。

以上が、第2次那珂川町総合振興計画基本構想の概要でありますが、本構想の策定に当たりましては、各課局室から基本構想策定のための調書を提出をいただき、それに基づき各課局室の調整担当による協議を実施して取りまとめたものであります。

また、まちづくり審議会に諮問をいたしまして、慎重に審議をいただき、先月8日に基本 構想として妥当なものであると答申をいただいております。

なお、3月2日から31日にかけまして実施しましたパブリックコメントにおきましては、

本構想に反映する意見等はいただいておりません。 以上で、補足説明を終わります。

○議長(大金市美君) 提案理由の説明が終わりました。

休憩をとります。

午後3時30分に再開します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時30分

○議長(大金市美君) それでは、再開いたします。

なお、この案件につきましては、以前に全員協議会で説明を受けておりますので、質問内 容に対しましては重複しないようにお願いしたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番(大森富夫君) 町長の審議会答申を受けて妥当なものだ、またパブリックコメントでは1件の意見もなかったというような報告になっています。こういうことで見ますと、第2次那珂川町総合振興計画策定に当たりましては、町民の皆さんの関心はそんなにないのかなというような感じを、これだけで決めつけるわけにはいきませんけれども、薄いのかなというふうな感じを持ちますけれども、今後10年間の総合振興計画ですから、若干全員協議会で論議はしたとはいえ、この機会をしっかりと捉えまして、若干伺っておきたいというふうに思うんです。

重要な問題は、人口問題があります。まちづくりには人口動態というものを抜きにしては考えられません。今後10年間で2,100人余りの減少傾向でこの基本構想をつくられているわけですね。これ食いとめられないよと、そういうことを容認した上で基本構想を出しております。当然に1世帯当たりの人員も2.79人から2.38人、減り続けるという構想になっています。そういう中で救いになるのが、世帯数がふえるんですね。180世帯ふえる見込みになっています。こういうふうな人口動態と世帯構成、人員というようなことなんですけれども、そういうふうな減少傾向の中で見ていいのかということが1つ疑問になるんです。

そこで、この人口フレーム、これは益子明美さんからも設定の仕方に問題があるんじゃな

いかということで全員協議会でも出されました。これは基本になるのが平成22年の国勢調査がもとになっているわけですね。それから今年度は5年たって国勢調査が行われると、5年間の動態というのがあるわけですね。これを抜きにして、平成22年の人口フレームの設定にしていいのかというのは、当然の疑問に感ずるわけですね。ここの実態に合わない基本方針になっていくのではないかというふうな懸念を持ちますので、まず大事なこととして人口動態のフレームについて、明確に伺っておきたいというふうに思います。

それから、2点目も重要なことでありますけれども、アンケート調査、これが基本になるわけですね。町長みずから出席しております町政懇談会、このそれぞれの結果に、あるいは意見要約をもって、こういったことをまとめられているんですけれども、当然ながら町民の皆さんからは、それぞれの分野からさまざまな意見、要望が出されてきています。重要なのは、このような中で若者の声が一番私は大事だというふうに思うんです。これから町を担っていく若者の声を抜きにして、基本構想というのは組み立てられないんじゃないかというふうに私は思うんです。それらを含めまして、この2つの取り組み、これが基本構想の中には具体的には、基本構想ですからなかなか数字的には明確になりませんけれども、基本構想の中にどのように捉えて生かされてきているのか、これを伺っておきたいというふうに思います。

それから、今回の基本構想をつくるに当たって、コンサルタント、こういうところ、企業なり個人なり、こういったまちづくりについて専門家のそういう意見等のことは一言もこれまで触れられておりませんけれども、その専門職、個人にしろ企業にしろ、こういったところからの意見等というものは取り入れられているのかどうか伺っておきます。

3点をお願いします。

〇議長(大金市美君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐藤美彦君) 1点目の人口フレームにつきましてですが、さきの全員協議会の中でも申し上げましたとおり、今までの動向、それから国の機関である人口動向等を勘案し想定をしております。

なお、そのときにもお答え申し上げましたが、現在まち・ひと・しごと創生人ロビジョン、 さらには総合戦略ということで並行して策定を進めていくということで、その中でさらなる 調査も考えておりますので、そちらとの調整も今後図らなければならないということで考え ております。

それから、2点目のアンケート調査、町政懇談会、若者意見ということで、そちらもアン

ケートや町政懇談会の意見、それから今回アンケートも、特に若者を中心にした別のアンケートも聴取してございます。そのような結果を踏まえて、今回の基本構想を策定しております。

3点目の専門家あるいはコンサルタントということでございますが、今回の基本的な計画 は町の職員がつくり上げてつくった計画でございます。

なお、まちづくり審議会の中でそれぞれの委員さんがございますので、そういった意見を 反映しながらということで取り組んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) さらなる調査を進めるという答弁がございました。そうしますと、基本構想の内容変化というのがあるかというふうに思いますけれども、1つは基本構想の中でそういう調査内容の変化、人口フレームも5年間違うわけですから、当然その調査をやって変化が起きてくるわけですね、この5年でも人口が減っちゃってきているわけですから。そういう枠組みが違う中で構想を練るということでは、もう初めから狂ってくるわけですから、その調査内容によってはこの基本構想も内容の充実といいますか、変わると、変化していくのかどうか。これを1点伺います。

それから、町の職員だけでつくったということですね。これはよしあしあるかと思うんですけれども、私はいいほうにとりたいと思うんですね。具体的によく知っているのはやっぱり町の職員が一番、ほかの市町村から来たコンサルタントあるいは企業のそういったことの意見というよりは、生の実態を知っているそういう町職員の方でつくり上げるということは大事なことだというふうに思いますね。

若者の定住促進ということについて、これから町を担っていくという若者の意見というものは本当に大事だというふうに思いますけれども、この基本構想の中に若干まだアンケートはとったけれども、じゃどういうふうに生かされているのかということがちょっと明確になりませんので、この点を再度伺っておきます。

2点お願いします。

- 〇議長(大金市美君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(佐藤美彦君) 1つ目の人口関係でございますが、全体に1万5,000に減る ということで最初のご質問にありましたが、日本の国全体が5年前からですか、減少になっ ている。また、さきの下野新聞で栃木県の計画として長期計画で、現在約200万を切る、ち

よっと切れている状況ですが、150万という県の計画もそういったことで現実を見ながら減少していくというような数字を出しております。そういった中で、我が町も同じようなところで減少傾向にある、その中で町の施策をいろいろ考えながら歯どめをきかせて、目標である人口を定めていきたいと考えております。

それから、その人口が変化するのかという点なんですが、今同時に進めておりますまち・ひと・しごとの中で細かいコンサル等も入れておりますので、そういった人口の動態を再度見きわめる、あるいは、県の計画等、各市町の計画等も見定まってきますので、そちらも参考になるかと思います。現在ここで議決をいただいて、3月にはこの下の計画というか、具体的な計画であります前期5カ年の基本計画が議決を予定しておりますので、そこまでで調整できる部分については、変更もあり得るのかなという考えで現在はおります。そちらを含めて現在検討を進めていきたいと考えております。

それから、若者の定住につきましては、当然この計画の中にも何度か、先ほど読み上げた 私の中にも出てきていると思っております。大きな問題でありますので定住についての具体 的施策につきましては、基本計画の中でより具体的な計画として定めていきたいと考えてお ります。

以上です。

- 〇議長(大金市美君) 大森富夫君。
- ○6番(大森富夫君) 有効な町内外の職員を初め、関係者の力をかりて、よりよい基本構想をつくり、さらに基本計画を練り上げて、若者の雇用、これを一番に取り上げて10年間あるいは短期の5年間なり実施の2年間をより充実したものに仕上げていただきたいというふうに思います。

そのことを求めまして、私の質問を終わります。

○議長(大金市美君) ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長(大金市美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 第2次那珂川町総合振興計画基本構想の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第10、発議第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といた します。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石田彬良君。

〔議会運営委員長 石田彬良君登壇〕

○議会運営委員長(石田彬良君) ただいま提案になりました発議第1号 農業委員会委員の 推薦について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

那珂川町農業委員会委員の任期が本年6月30日に満了することに伴い、議会推薦委員についても新たに推薦することになりましたことから、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会推薦の委員について議案を提出するものであります。

人選に当たりましては、農業、農地に関する施策等や馬頭地区、小川地区のそれぞれの事情に精通した当町農業の中核的な立場にある方で、かつ南那須地区農村女性連絡会議から要請のあった女性農業委員の登用について、その趣旨を積極的に考え合わせ、推薦する委員を決定いたしました。

推薦する委員は、大山田上郷、永山律子さん、薬利、佐藤やよひさん、久那瀬、益子幸江さん、小川、和泉芳江さんの4名であります。適任者として現任委員を再度推薦するものであります。

議員各位のご賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といた します。

○議長(大金市美君) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大金市美君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

発議第1号 農業委員会委員の推薦については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第11、発委第1号 議員の派遣についてを議題といたします。 提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石田彬良君。

〔議会運営委員長 石田彬良君登壇〕

○議会運営委員長(石田彬良君) ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本町においては、環境基本計画のもと木質バイオマス事業にも取り組んでいるところであります。そこで、環境未来都市として、人が輝く森林未来都市を掲げて選定され、また森林総合産業特区の指定を受けた北海道下川町において、当町の木質バイオマス事業を視察、調査するため、また小砂地区が加盟している「日本で最も美しい村」連合の総会が美瑛町で開催されることから、その開催内容の一部を視察するため、全議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長(大金市美君) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長(大金市美君) 日程第12、総務企画常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務企画常任委員長から委員会において審査中の事件、那珂川町コミュニティバスの路線延伸及び停留所新設に関する請願書について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務企画常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(大金市美君) 日程第13、請願第2号 廃棄物処置施設設置等事業計画に反対する請願についてを議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、 委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。 教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長(益子明美君) 請願第2号 廃棄物処置施設設置等事業計画に反対する請願について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

当請願についての採択については、昨日6月3日に委員会を開催し慎重に審査いたしました。この請願は、5月25日に小川第7区行政区長及び小川第8区行政区長など、那珂川町及び那須烏山市の行政区長並びに自治会長6氏連名で提出されたもので、紹介議員は佐藤信親議員及び石川和美議員であります。

請願の内容は、那須烏山市白久地内に株式会社竹本工業所がPCB廃電気機器の洗浄処理施設の設置計画があるが、PCBは漏水すると環境や健康にも有害であるだけではなく、施設建設の話だけでも風評被害が起こりかねない。したがって、地域の住民が安心・安全に暮らせるよう計画の白紙撤回を求めるというものであります。

PCB、すなわちポリ塩化ビフェニルは毒性が強く、その中毒症状としては一般的には、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、にきびに似た座瘡様皮疹、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されておりまして、このPCBが大きく取り上げられる契機となった事件としては、昭和43年のカネミ油症事件がありました。事業者は安全性を強調しておりますが、このPCBが処理施設から漏れ出すと人体への影響はもちろんのこと、環境や農作物、そして風評被害へもつながってしまいます。設置場所が那須烏山市のため、阻止するための法的に有効な手段はないにしても、那珂川町近隣住民の安心・安全な生活のため、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長(大金市美君) 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号 廃棄物処置施設設置等事業計画に反対する請願についてに対する委員長の報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について

O議長(大金市美君) 日程第14、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題と いたします。

教育民生常任委員長から委員会において審査中の事件、特別支援学校の「設置基準」策定 を国に求める陳情について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があ りました。

お諮りいたします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査することに異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長(大金市美君) 日程第15、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から委員会において審査中の事件、「大学生への給付制奨学金創設」 を求める陳情について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありま した。

お諮りいたします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査することに異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(大金市美君) 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに 決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(大金市美君) 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成27年第2回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時54分